
増毛町障がい者計画

第7期増毛町障がい福祉計画

第3期増毛町障がい児福祉計画

(計画期間：令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

増毛町

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
4. 障がいのある人の定義	3
5. 計画の区域設定	4
6. 計画の策定体制	4
7. 計画の基本理念	4
8. 計画の基本目標	5
9. 施策の体系	6

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1. 障がいのある人の現状	7
2. アンケート結果の概要	10
3. サービス提供体制の現状と評価	35
4. 主なサービス提供基盤の整備状況	45

第3章 障がい者計画促進のための具体的な取組み

1. 広報・啓発活動の推進	46
2. 障がい福祉サービスの充実	46
3. 人権・権利擁護の推進	47
4. 保健・医療サービスの充実	47
5. 障がいのある子どもへの支援	48
6. 担い手育成と地域活動の推進	49
7. 社会活動への参加促進	50
8. 雇用・就労の促進	50
9. 生活環境の整備	51
10. 推進体制の整備	52

第4章 福祉計画推進のための基本事項

1. 令和8（2026）年度に向けてめざす方向	53
2. 福祉計画推進の基本方針	53
3. 令和8（2026）年度の成果目標	55

第5章 サービス量の見込みと確保の方策	
1. サービス量の基本的な考え方	60
2. 居宅系サービスの必要見込量	60
3. 日中活動系サービスの必要見込量	61
4. 訪問系サービスの必要見込量	62
5. 相談支援の必要見込量	62
6. 地域生活支援事業の必要見込量	63
第6章 障がい児福祉計画	
1. 第3期障がい児福祉計画の成果目標	66
2. 障がいのある子どもに対する支援	67
3. 障害児通所支援の必要見込量	68
4. 障害児相談支援の必要見込量	68
第7章 計画の推進方法	
1. P D C Aサイクルの導入・実施	69
【参考】障がいのある人を対象としたサービス	
1. 障がい福祉サービス	71
2. 自立支援医療費	74
3. 補装具費の支給	74
4. 地域生活支援事業	75
5. 児童福祉法に基づく障害児通所支援等	77
障がい福祉計画等策定に係るアンケート調査票《参考資料》	78
増毛町障がい福祉計画策定委員会設置要綱	89
増毛町障がい福祉計画策定委員会委員・事務局	90

第Ⅰ章 計画の概要

I. 計画策定の趣旨

我が国における障がい者支援に関する制度や施策の考え方は、「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」に大きく影響を受けています。

障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした条約で、平成18（2006）年12月13日に国連総会において採択されました。日本は、翌年同条約に署名し、批准に向けた国内法の整備が進められました。

平成23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。

障がい者の定義についても、「障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障がいそのものが問題なのではなく、障がいにより日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方へと転換が図されました。

このような様々な法整備や制度改革を経て、平成26（2014）年に条約に批准し、その後も国により引き続き障がい福祉向上に向け、施策の見直しや新たな制度の検討が行われています。

また、本町では、まちづくりの基本構想である「増毛町総合計画」（以下、「総合計画」という。）を策定し、障がい福祉施策についても、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、地域生活の支援体制の充実など、各般の障がい者施策の推進を図ってきました。

これらを踏まえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、必要な障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、令和3（2021）年に「第6期増毛町障がい福祉計画・第2期増毛町障がい児福祉計画」を策定し、安心して自分らしく自立した生活を送ることができる地域社会の実現に向け、様々な障がい者施策を展開してきました。

この度、「増毛町障がい者計画・第6期増毛町障がい福祉計画・第2期増毛町障がい児福祉計画」が令和5（2023）年度をもって期間満了となることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、新たに「増毛町障がい者計画・第7期増毛町障がい福祉計画・第3期増毛町障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 障がい者計画

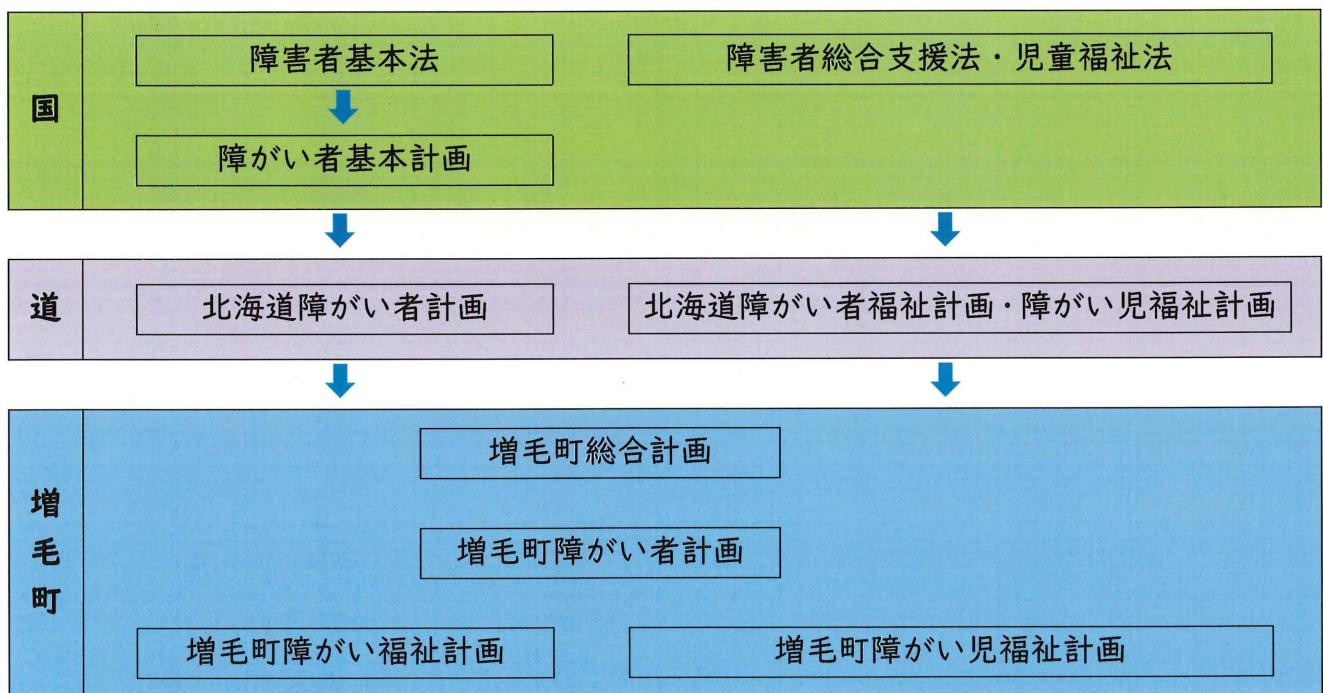
障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障がい者計画」として、本町における障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

(2) 障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」であり、国の基本指針に基づき、本町の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

(3) 障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付費等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。



3. 計画の期間

本計画の期間について、「増毛町障がい者計画」は、令和6（2024）年3月に策定し、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

また、「第7期増毛町障がい福祉計画」及び「第3期増毛町障がい児福祉計画」も、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間とします。

なお、計画期間中に、社会経済情勢の変化や国の指針等に従い、見直しを行う可能性もあります。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市町村総合計画	増毛町総合計画（R2～6）			増毛町総合計画（R7～11）					
障がい者計画	増毛町障がい者計画			増毛町障がい者計画			増毛町障がい者計画		
障がい福祉計画	第6期 増毛町障がい福祉計画			第7期 増毛町障がい福祉計画			第8期 増毛町障がい福祉計画		
障がい児福祉計画	第2期 増毛町障がい児福祉計画			第3期 増毛町障がい児福祉計画			第4期 増毛町障がい児福祉計画		

4. 障がいのある人の定義

本計画における「障がいのある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定された自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者とします。

障がいのある人が地域のなかで安心して暮らし続けるため、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。

地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、当事者同士やその家族等の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、福祉団体等による相談支援や障がい福祉サービスの提供を実施します。

また、相互の機能連携による見守りの充実や必要に応じ、より専門的な機関への相談調整を行う等、障がいのある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障がいのある人の地域での暮らしを支援します。

5. 計画の区域設定

この計画の範囲は、増毛町内としますが、サービスの種類によっては、北海道が定める「区域」によるものとします。

(1) 居住系サービス（施設入所支援）：全道域

(2) 居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動系サービス

：北海道障がい保健福祉圏域の21圏域（増毛町は留萌圏域）

(3) 訪問系サービス及び相談支援：市町村圏域

6. 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、福祉厚生課が主体となり、福祉施策を総合的、効果的に推進するため、北海道及び近隣市町の動向を見ながら策定しました。

また、学識経験者や福祉関係者等で構成する「増毛町障がい福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容について専門的に調査・検討を行いました。

7. 計画の基本理念

本町では、総合計画のなかで、「元気で長生きできるまちづくり」を基本目標として、各種福祉施策を推進してまいりました。

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で生活できるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障がい者の持つ能力を最大限に発揮され、全人間的な復権をめざすという「リハビリテーション」の理念の二つの基本理念を踏まえ、日常生活の質的向上や地域社会の対等な構成者として、個性と人格が尊重され、自立した生活が営めるよう、福祉・保健関係機関ばかりではなく、医療、教育、労働など関係する分野及び地域社会全体が協働して支え、誰もが生きがいを持って暮らしていくまちづくりを推進します。

8. 計画の基本目標

基本目標Ⅰ・自分らしく暮らす

障がいのある人が、自己選択・自己決定し、可能な限り自立して、地域で暮らしていく社会が求められています。

そのためには、障がいのある人の生活状況やニーズ等を踏まえて、適切かつ総合的に支援する多様なサービス体系を構築していく必要があります。

本町では、障がいのある人が自立しやすい生活基盤を整備し、一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくりをめざします。

基本目標Ⅱ・地域の中で暮らす

障がいのある人が、住み慣れた地域のなかで可能な限り、自立した生活を送ることができる社会が求められています。

そのためには、障がいのある人と地域住民が交流し、相互理解を深め、お互いに支え合いながら生活する共生のまちづくりが必要です。

本町では、障がいのある人が、自主的・主体的に参加できる場や機会づくりを積極的に進めるとともに、ボランティアやコミュニティ活動を促進し、共生社会の実現をめざします。

基本目標Ⅲ・安心して暮らす

障がいのある人が、安心して生活できる「バリアフリー社会」を実現するために、社会参加を困難にしている「建築物等の物理的バリア、人間の心理的バリア、社会制度のバリア」など、ハード・ソフト両面におけるあらゆるバリアによって地域生活が妨げられるとのないよう、将来への希望と生きがいを持って暮らすことができる社会をめざします。

9. 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向
自分らしく暮らす 地域の中で暮らす 安心して暮らす	①広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○普及・啓発活動の推進 ○心のバリアフリーの促進
	②障がい福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援のためのサービスの充実 ○相談支援体制の充実 ※基幹相談支援センターとの連携強化 ○生活の安定支援 ○家族支援の充実
	③人権・権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○人権・権利を擁護する体制づくり ○成年後見制度の周知・普及
	④保健・医療サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの発生予防施策の推進 ○医療公費負担制度の普及 ○リハビリテーション体制の充実
	⑤障がいのある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの早期発見・療育機能の充実 ○子どもの発達支援の推進 ○療育体制の充実 ○特別支援教育の推進
	⑥担い手育成と地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○人材の確保と養成 ○ボランティア活動の推進 ○民間団体との連携強化
	⑦社会活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ○共生型事業の推進 ○コミュニケーション支援の充実 ○生涯学習の推進
	⑧雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用の促進 ○就労支援体制の充実
	⑨生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進 ○生活施設の整備 ○移動・交通手段の確保 ○防災対策の充実
	⑩推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携強化 ○推進体制の整備

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

I. 障がいのある人の現状

障がいのある人の現状については、次のとおりとなっており、増毛町の人口に占める障がいのある人の割合は、ほぼ横ばいの状態が続いています。

人口に占める障がいのある人の割合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者件数の総体で見ると、令和4（2022）年度末現在では9.25%となっており、令和3（2021）年度の全道比率よりも1.35ポイント低くなっています。

表I 増毛町の年度別障がい者数の推移（総人口に占める割合）

（各年度3月31日現在）

区分	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	4,224人	4,092人	3,983人	3,844人	3,731人
65歳以上	1,911人	1,856人	1,817人	1,773人	1,733人
身体障がい (割合)	364人 8.62%	352人 8.60%	337人 8.46%	311人 8.09%	265人 7.10%
65歳以上 (割合)	235人 12.30%	238人 12.82%	209人 11.50%	204人 11.51%	202人 11.66%
知的障がい (割合)	62人 1.47%	62人 1.52%	61人 1.53%	62人 1.61%	62人 1.66%
65歳以上 (割合)	7人 0.37%	8人 0.43%	8人 0.44%	8人 0.45%	8人 0.46%
精神障がい (割合)	13人 0.31%	15人 0.37%	16人 0.40%	14人 0.36%	18人 0.48%
65歳以上 (割合)	3人 0.16%	3人 0.16%	3人 0.17%	4人 0.23%	6人 0.35%
合 計 (割合)	439人 10.39%	429人 10.48%	414人 10.39%	387人 10.07%	345人 9.25%
65歳以上 (割合)	245人 12.82%	249人 13.42%	220人 12.11%	216人 12.18%	216人 12.47%
北海道（割合）	9.97%	10.09%	10.40%	10.60%	- %

（福祉厚生課調べ）

(1) 身体障がい

身体障害者手帳保持者数は、令和4（2022）年度末現在で265人となっており、平成30（2018）年度末と比較すると、5年間で99人（27.20%）減少しています。

表2 障害の部位別障がい者数の推移

（各年度3月31日現在）

障がいの部位	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視 覚	16人	14人	15人	14人	12人
聴覚・平衡機能	32人	28人	23人	21人	19人
音 声 ・ 言 語	5人	6人	5人	5人	3人
肢 体 不 自 由	247人	242人	231人	207人	173人
内 部	64人	62人	63人	64人	58人
合 計	364人	352人	337人	311人	265人

（福祉厚生課調べ）

(2) 知的障がい

療育手帳保持者数は、令和4（2022）年度末現在で62人となっており、平成30（2018）年度末と比較すると、5年間でほぼ横ばいの状態が続いています。

表3 知的障がい者数の推移

（各年度3月31日現在）

障がいの部位	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A（重度）	24人	26人	24人	25人	25人
B（中軽度）	38人	36人	37人	37人	37人
合 計	62人	62人	61人	62人	62人

（福祉厚生課調べ）

(3) 精神障がい

精神障害者保健福祉手帳保持者数は、令和4（2022）年度末現在で18人となっており、平成30（2018）年度末と比較すると、5年間で5人（38.46%）増加しています。

表4 精神障がい者数の推移

（各年度3月31日現在）

障がいの部位	H30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	0人	0人	0人	0人	0人
2 級	10人	10人	10人	9人	12人
3 級	3人	5人	6人	5人	6人
合 計	13人	15人	16人	14人	18人

（福祉厚生課調べ）

(4) 発達障がい

平成17（2005）年4月に発達障害者支援法が施行され、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達に障がいのある人についても、平成22（2010）年の改正で障害者自立支援法の対象として明確に規定され、さらに、平成23（2011）年8月には障害者基本法が改正され、障がい者の定義において「精神障がい（発達障がいを含む）」と規定されました。

しかし、発達障がいは、障がいごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合が多く、年齢や環境で症状が違ってくるため、診断が難しく、発達障がいのある人の正確な人数を把握することができていないのが現状です。

(5) 高次脳機能障がい

高次脳機能障がいとは、脳卒中等の病気や交通事故、頭部へのケガ等により、脳を損傷した後遺症としてみられる障がいです。

脳損傷による認知機能障がいを主な症状として、日常生活や社会生活に制約が出ている障がいをさします。

高次脳機能障がいは、身体障がいがみられず、外見上は障がいが目立たないところから「見えにくい障がい」といわれています。

なお、手帳の保持にかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象になることが可能です。

しかし、高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態であり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

(6) 難病等

難病とは、原因不明で、治療が極めて困難かつ希少であり、後遺症を残すおそれがある少なくないことや経過も慢性にわたり、生活面に長期に支障をきたす疾病です。

平成25（2013）年4月の障害者総合支援法の施行により、障がい者の定義に難病等（治療方法が確立していない疾病その他の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）と明記され、難病等である人も障がい福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、対象となる疾病については、令和元（2019）年7月に361疾病に拡大され、令和3（2021）年11月には366疾病にまで拡大しています。

2. アンケート結果の概要

(1) 障がいのある人を対象とした調査

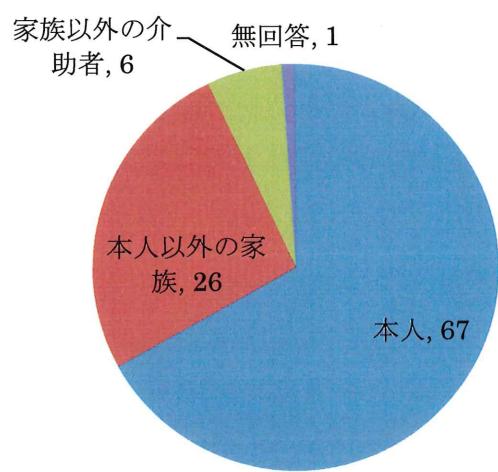
障がい福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進のための資料とする目的として、令和5（2023）年8月に実施しました。

また、調査基準日を令和5（2023）年8月1日としました。

○調査対象者	町内在住の障害者手帳所持者	200人
	「内訳」 身体障害者手帳所持者	110人
	療育手帳所持者	70人
	精神障害者保健福祉手帳所持者	20人
○調査期間	令和5（2023）年8月1日～31日	
○調査方法	郵送による調査票の配付、郵送回収	
○回収結果	配付数 191件	
	回収数 100件	
	回収率 52.36%	

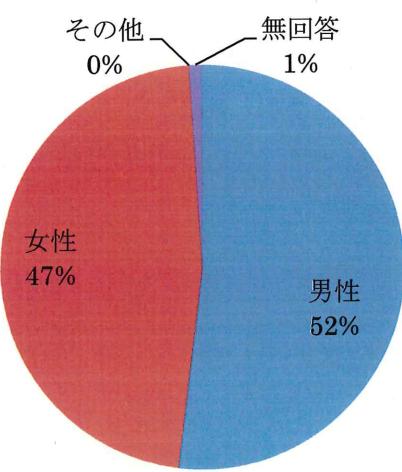
(2) アンケート結果

問1 お答えいただくのは、どなたですか。

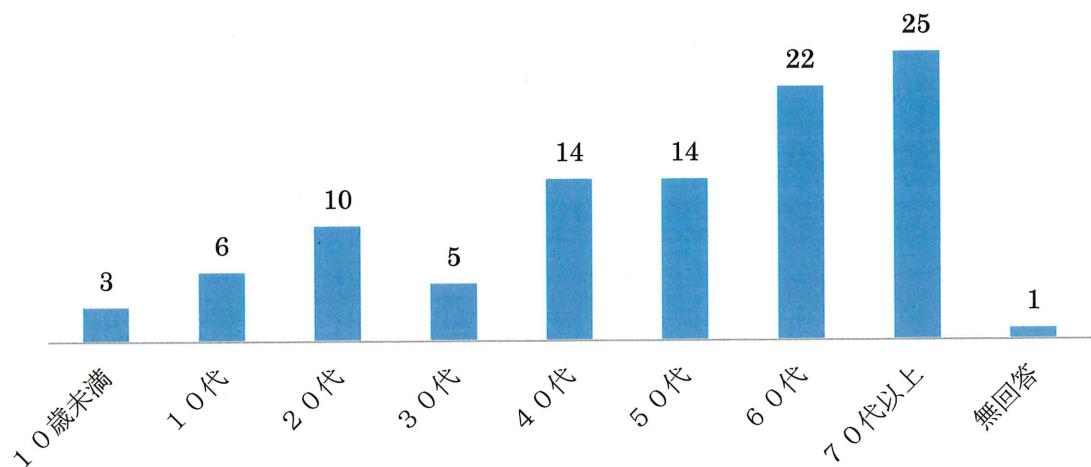


問2 あなたの性別・年齢をお答えください。

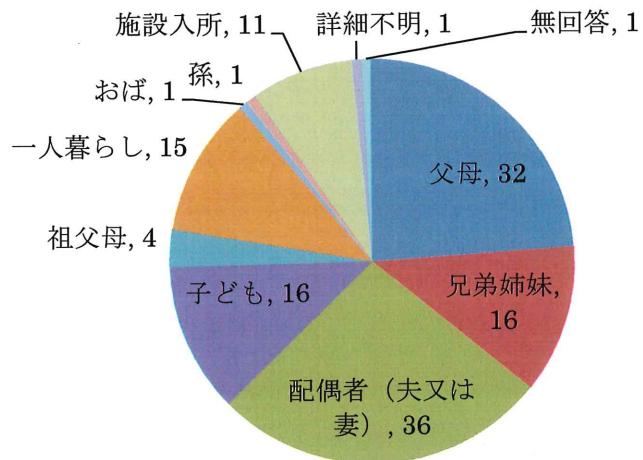
«性別»



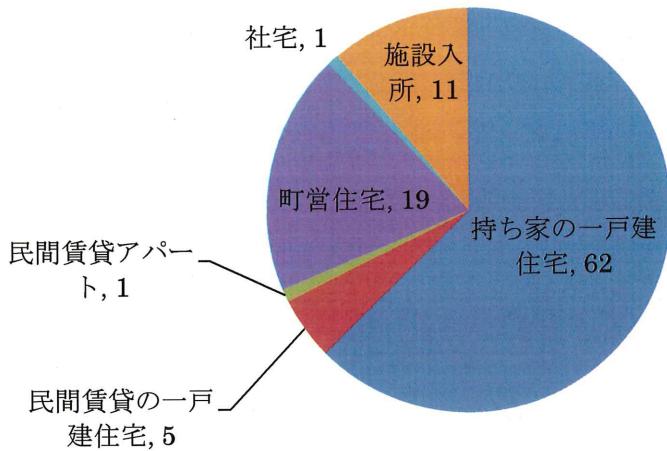
«年齢»



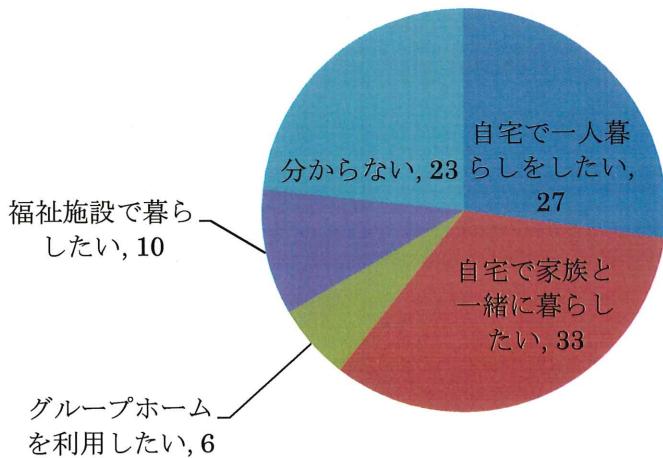
問3 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(○はいくつでも)



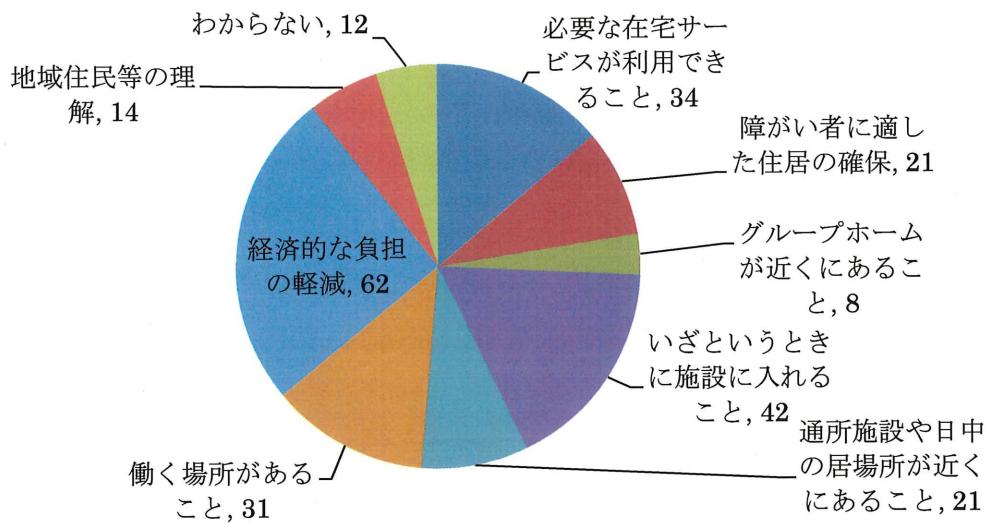
問4 あなたのお住まいをお答えください。



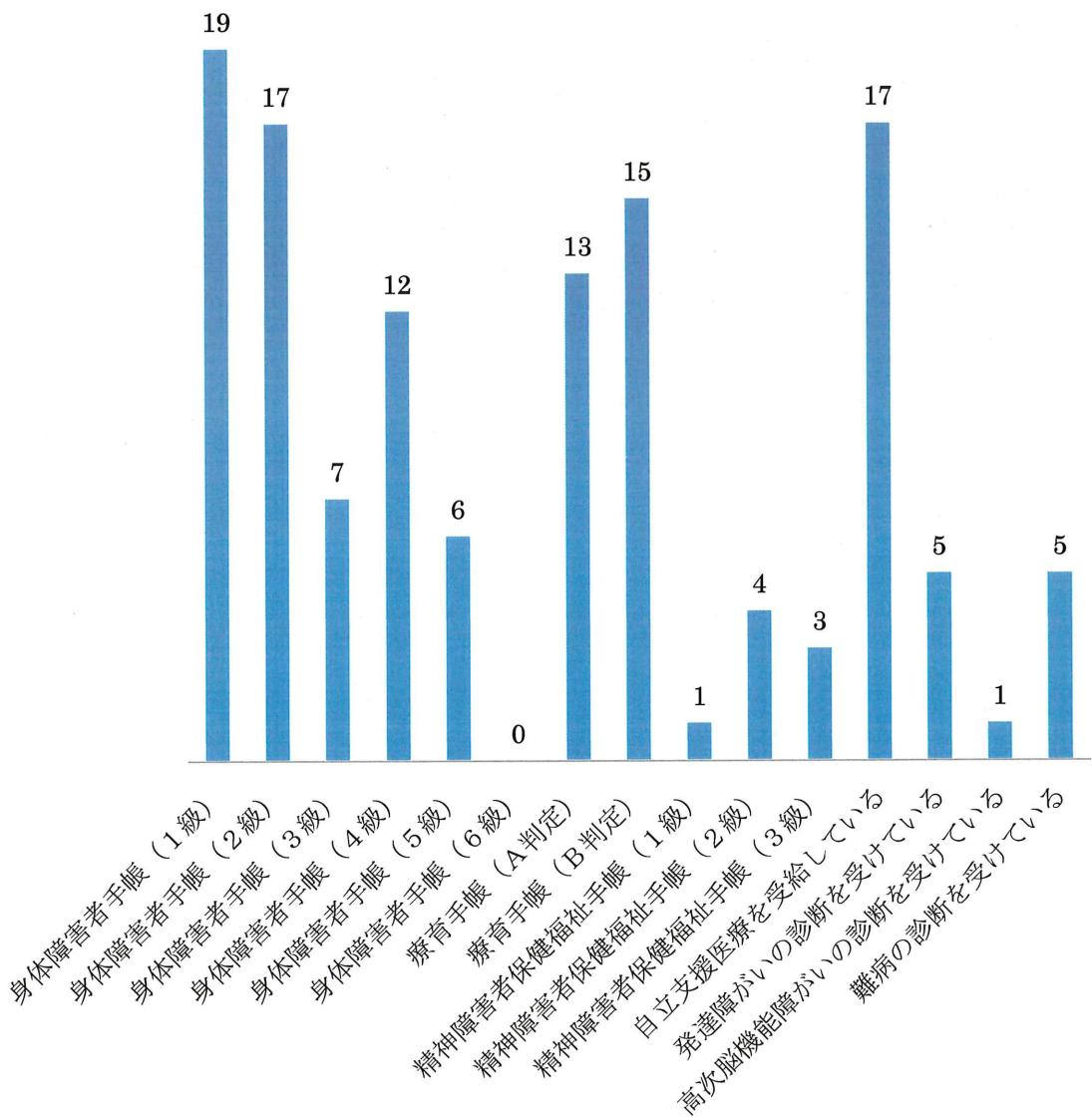
問5 あなたの将来、どのような暮らしをしたいと思いますか。



問6 希望する暮らしを送るために、どのようなことが必要だと思いますか。
(○はいくつでも)

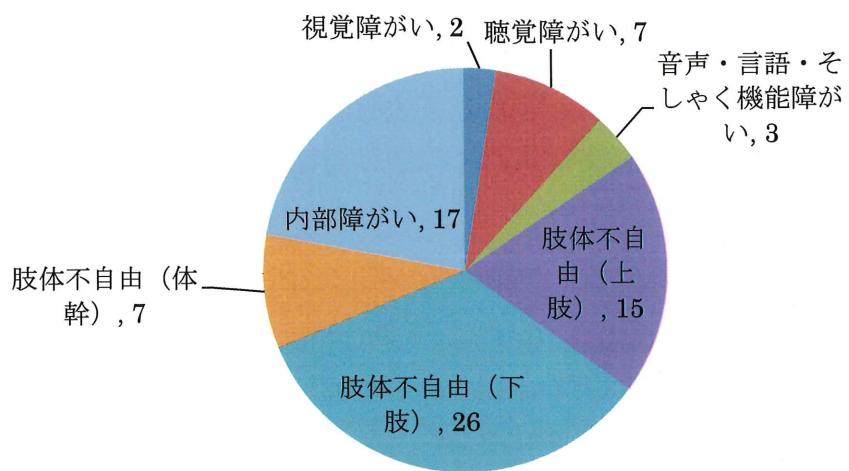


問7 お持ちの手帳又は受けている診断名等についてお答えください。
(○はいくつでも)

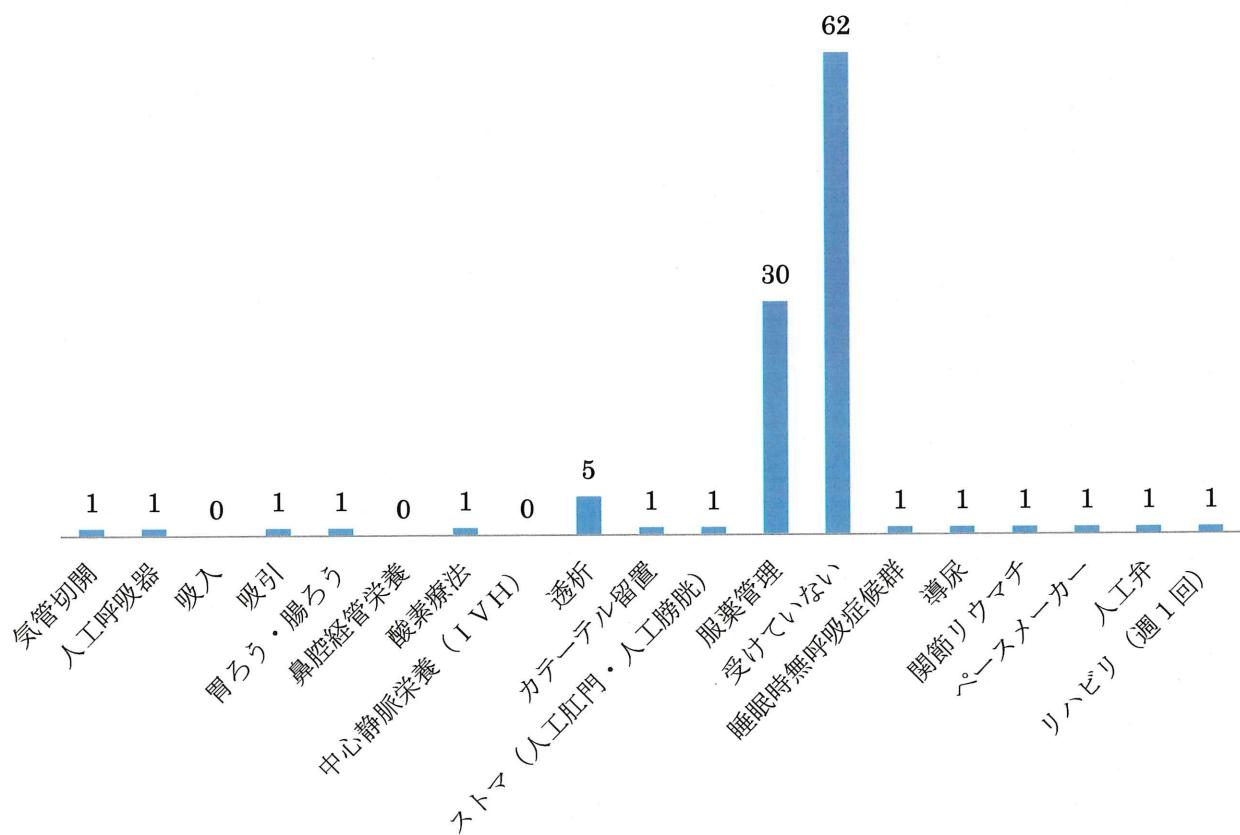


【問7で「身体障害者手帳」とお答えの方】

問7-1 主たる障がいをお答えください。

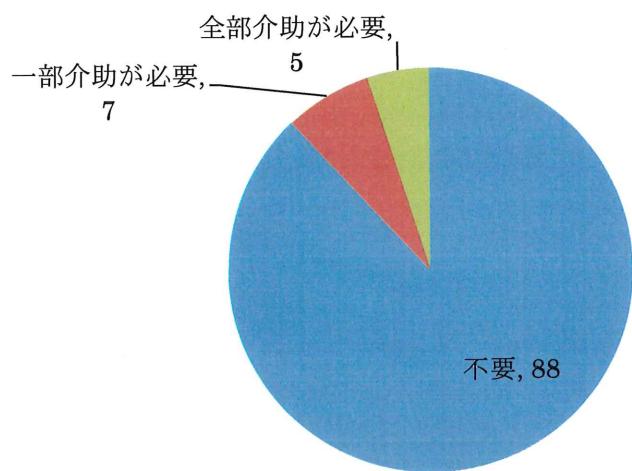


問8 現在、あなたは医療的ケアを受けていますか。（○はいくつでも）

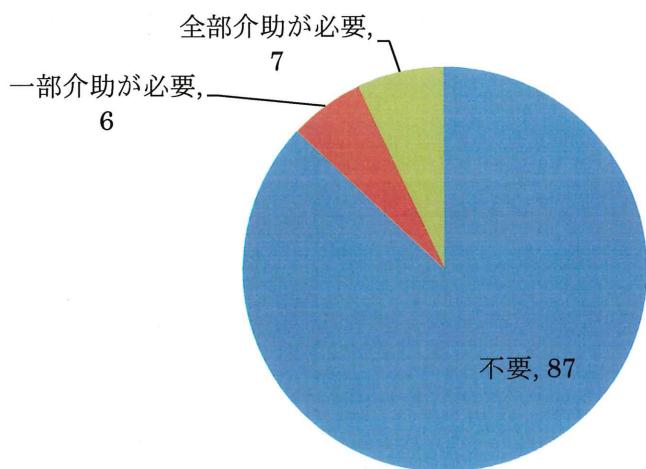


問9 日常生活で、次の介助が必要ですか。（それぞれ○は1つ）

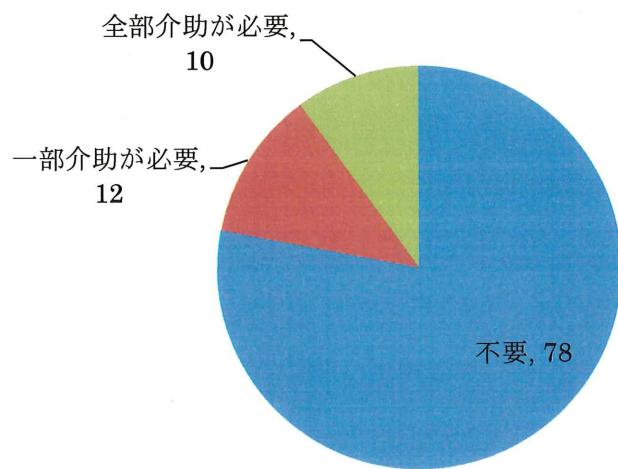
①食事



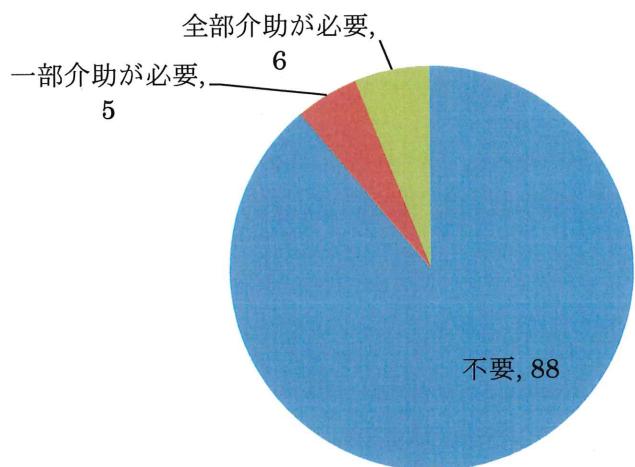
②トイレ



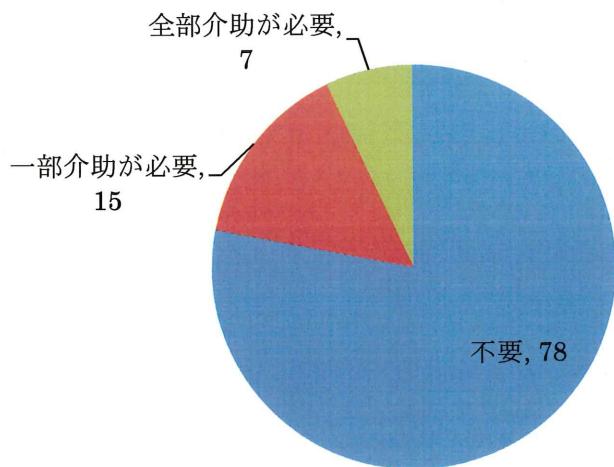
③入浴



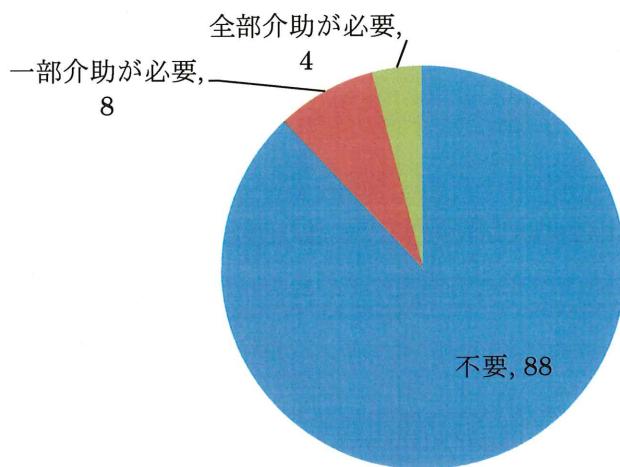
④衣服の着替え



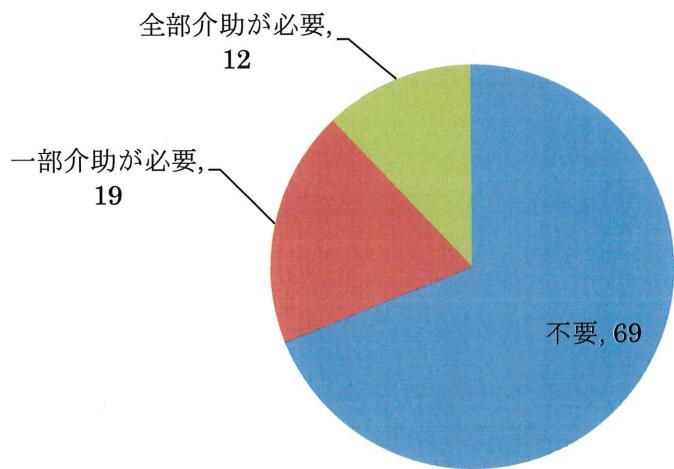
⑤身だしなみ



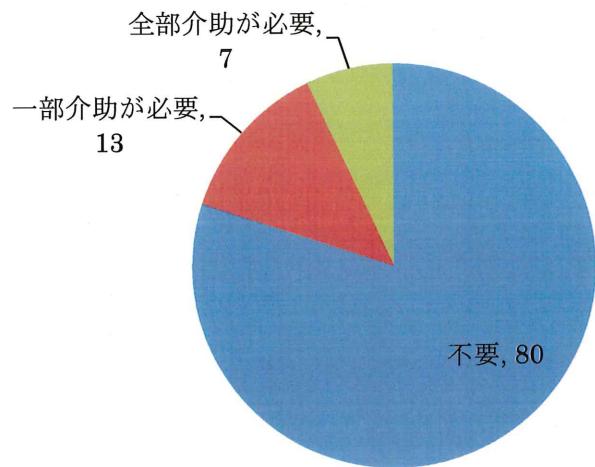
⑥家の中の移動



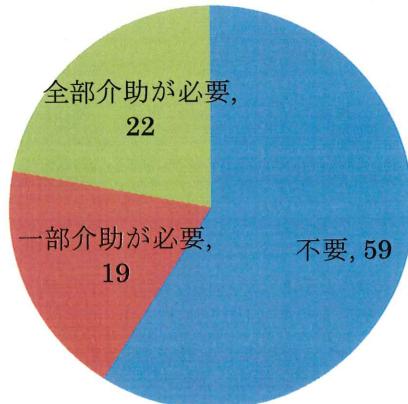
⑦外出



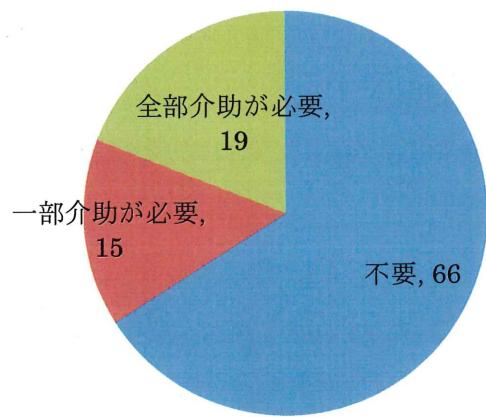
⑧家族以外の人との意思疎通



⑨お金の管理

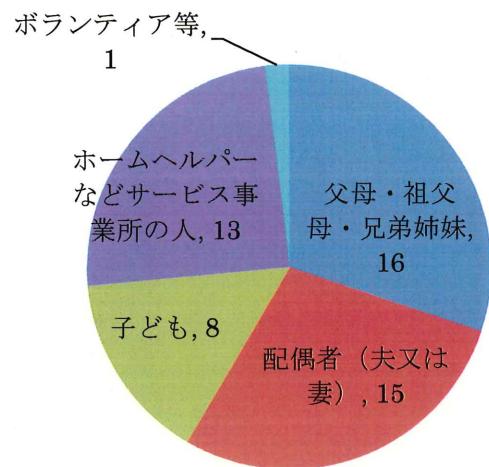


⑩薬の管理



【問9で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」とお答えの方】

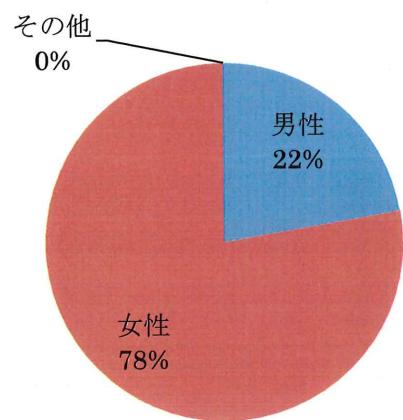
問9-1 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(○はいくつでも)



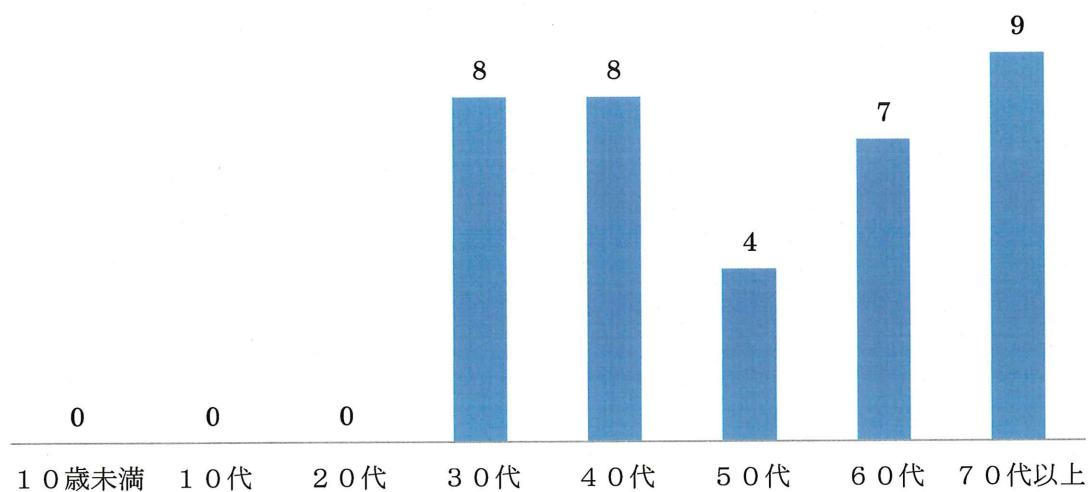
問9－2 あなたを介助してくれる家族で、主な方の性別、年齢、健康状態等をお答えください。

(1) 性別・年齢(令和5年8月1日現在)

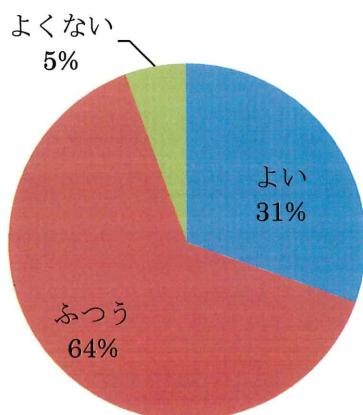
«性別»



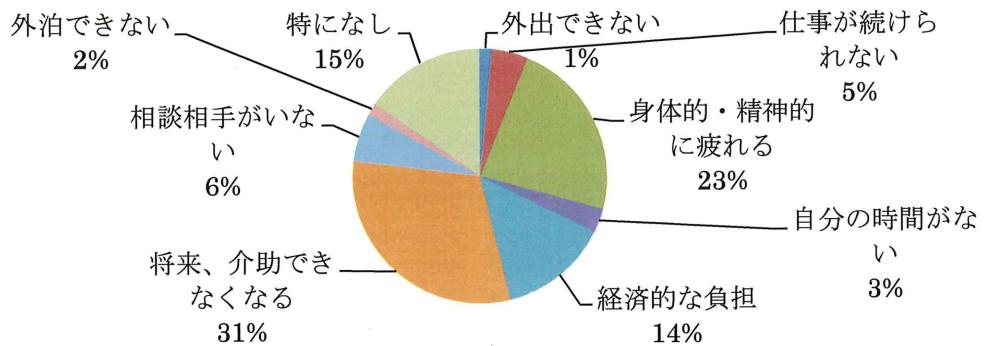
«年齢»



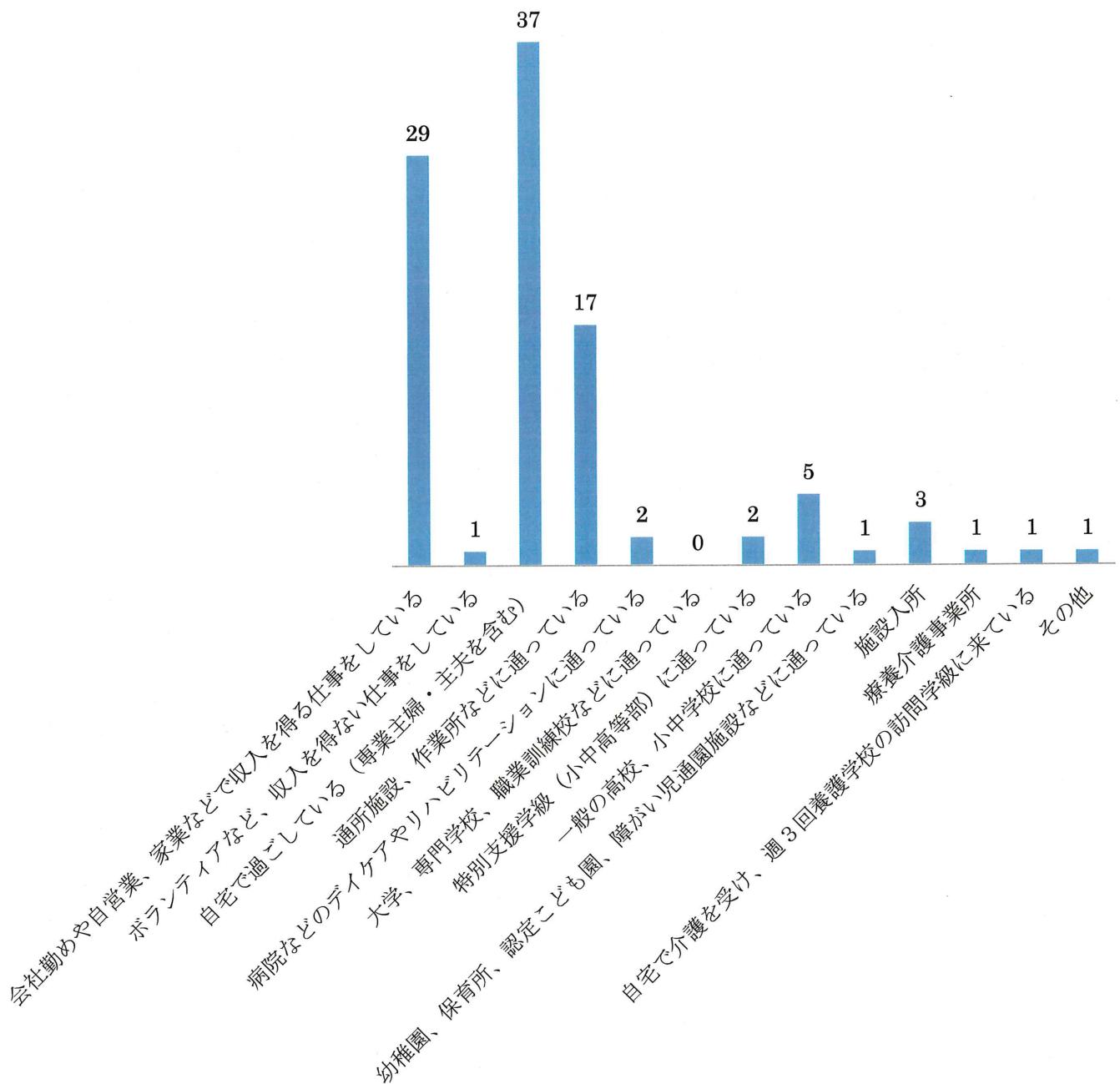
(2) 健康状態



(3) 介助をしている方が、困っていることはありますか？(○はいくつでも)

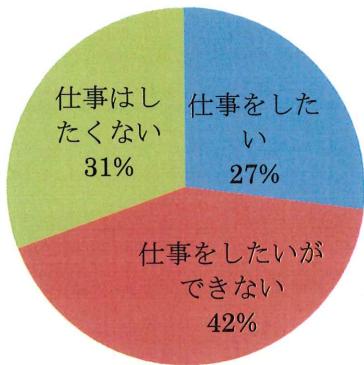


問10 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。



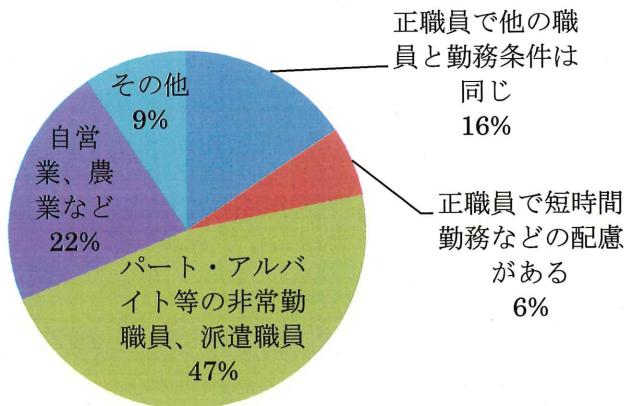
【問10で「2」～「6」とお答えの方】

問10-1 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

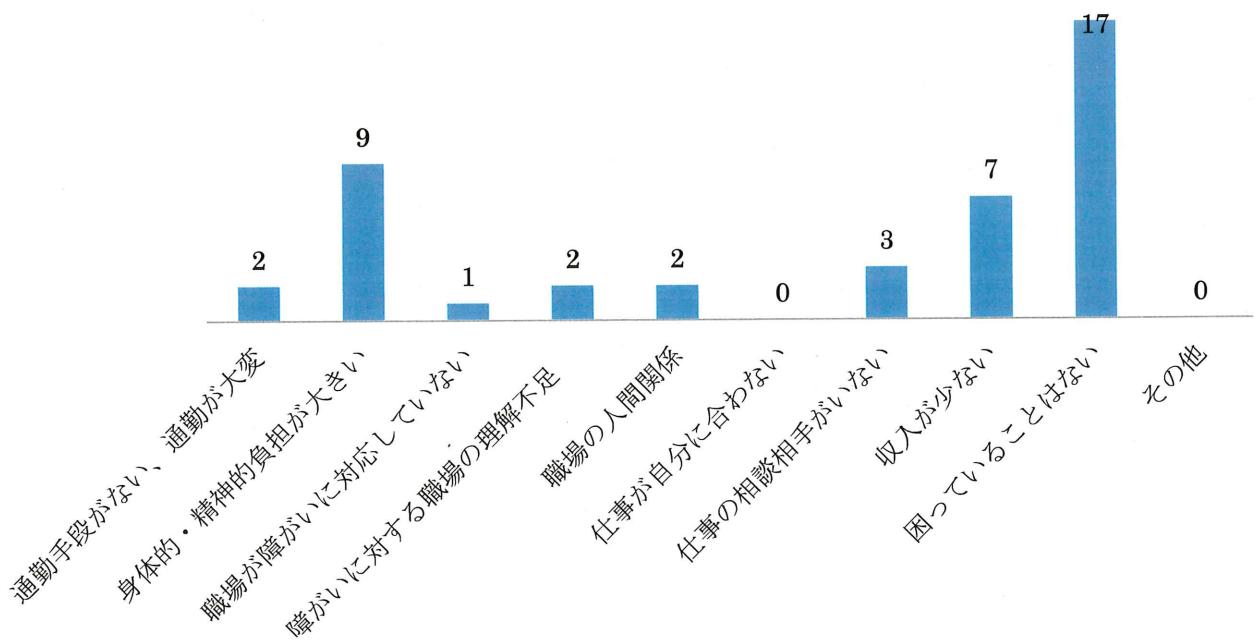


【問10で「1」とお答えの方】

問10-2 (1) どのような勤務形態で働いていますか。

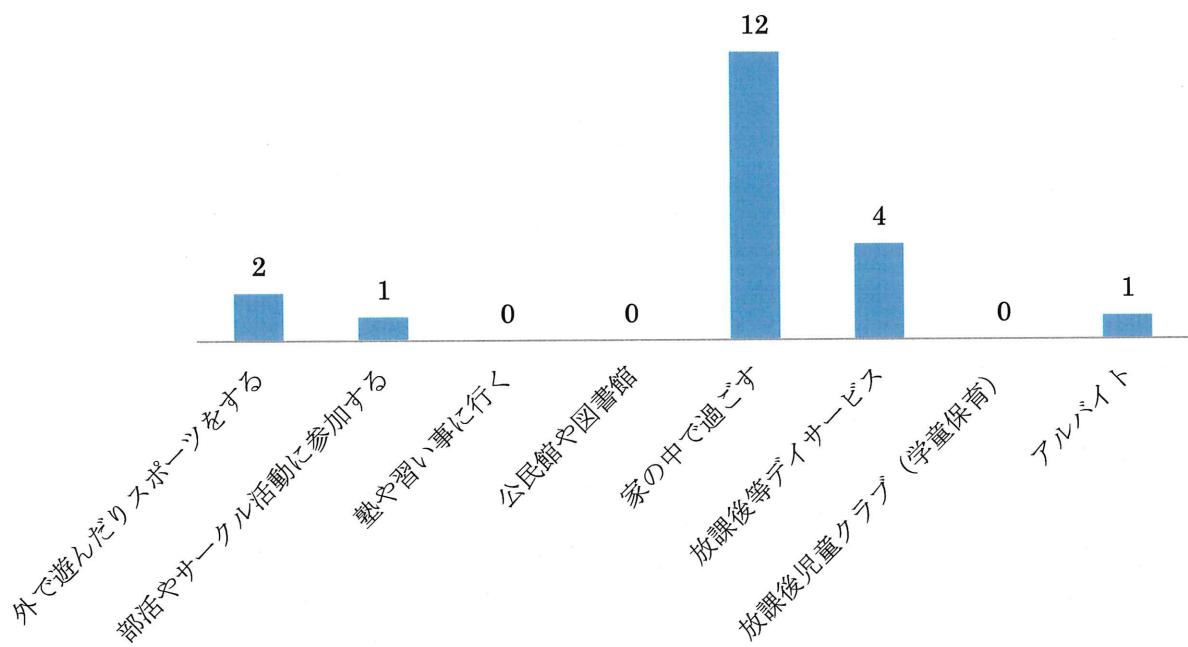


問10-2 (2) 就労する上で困ることは何ですか？(○はいくつでも)

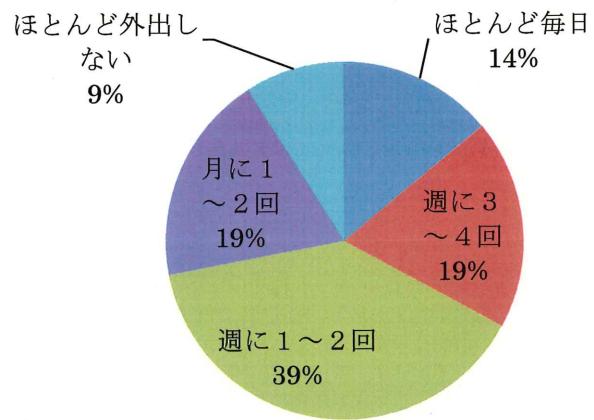


【問10で「7」～「8」とお答えの方】

問11 放課後や休みの日などは、どのように（どこで）過ごしていますか。
(○はいくつでも)

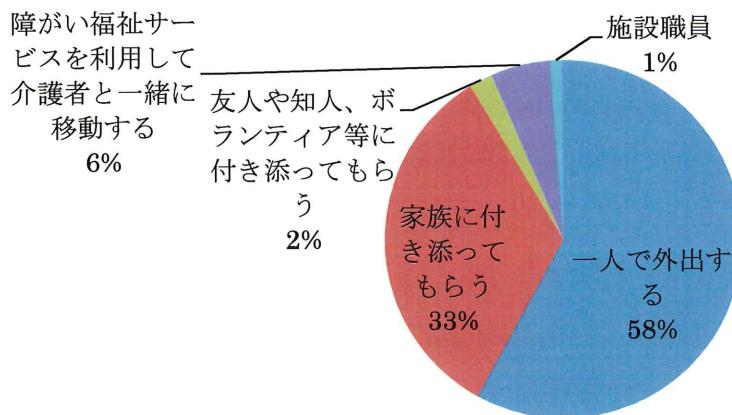


問12 あなたは、仕事や学校以外の用事で、どの程度外出しますか。



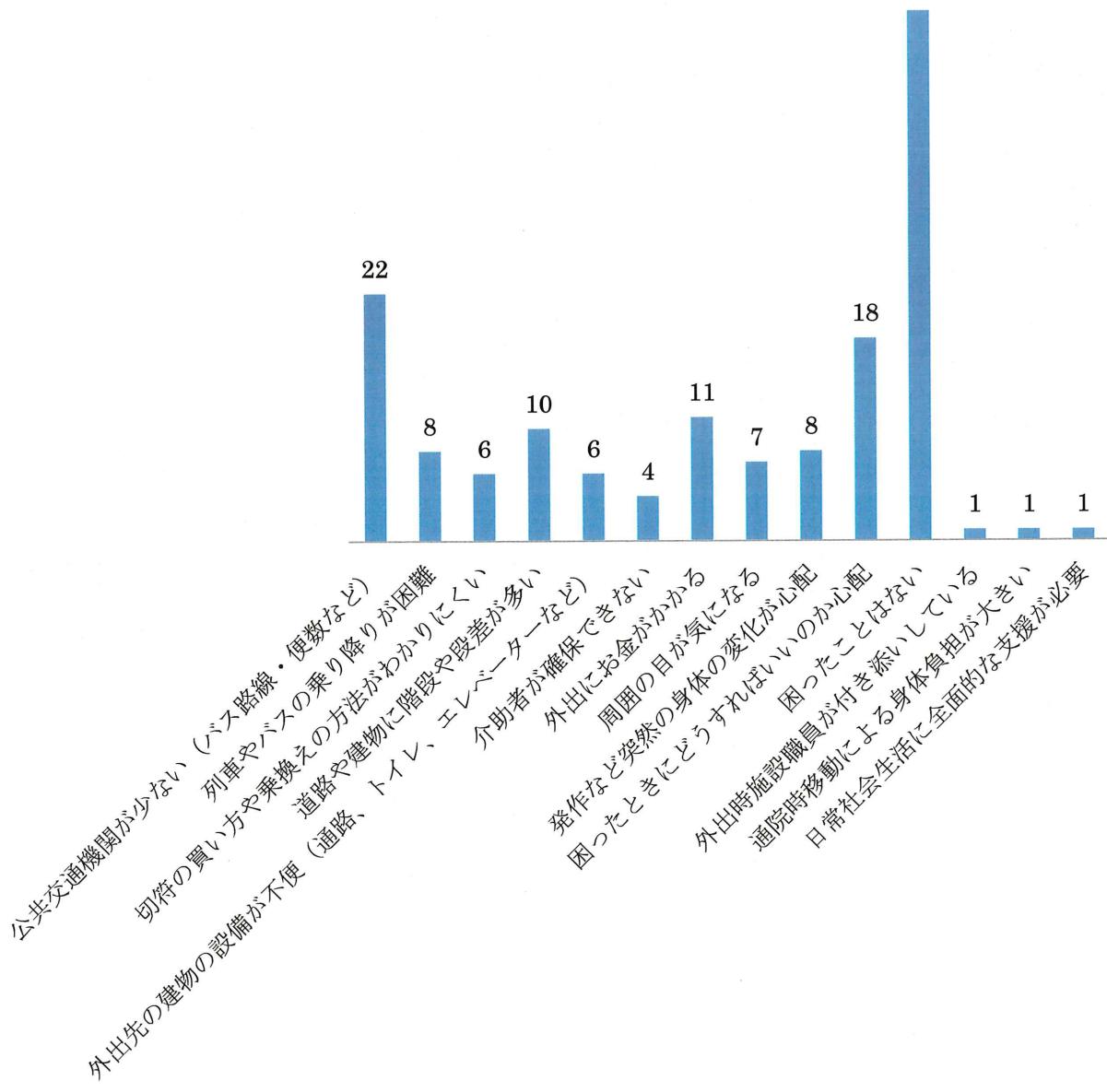
【問12で「1」～「4」とお答えの方】

問12－1 仕事や学校以外で外出するとき、主にどのようにしていますか。

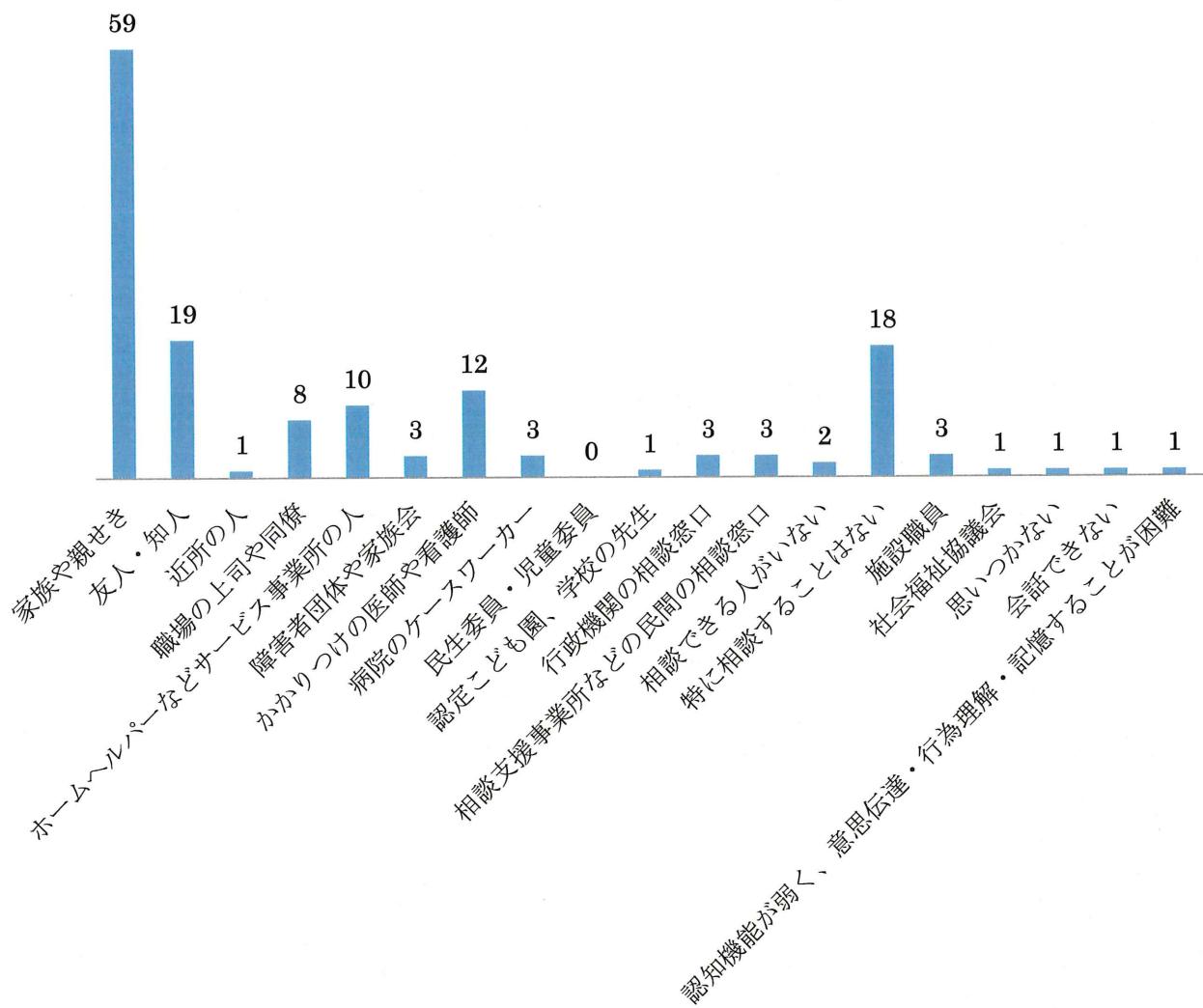


問13 外出するときに困ることは何ですか。(○はいくつでも)

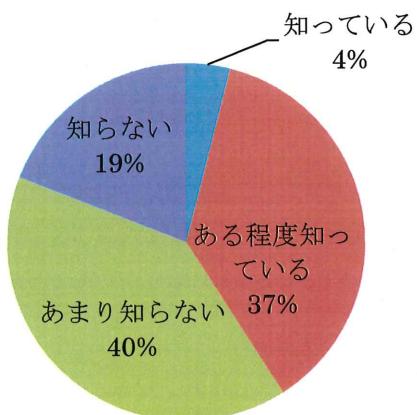
47



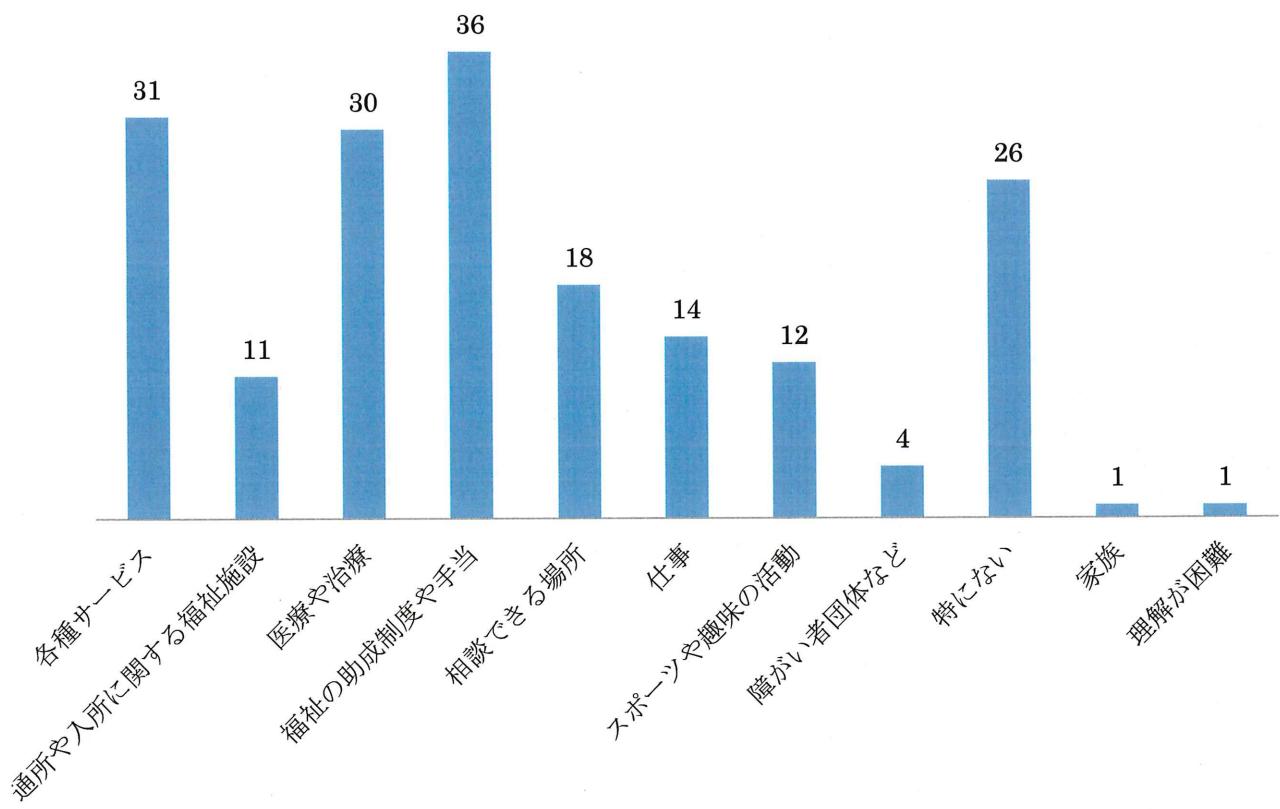
問14 あなたは、困っていることや悩みをどなたに相談しますか。(○はいくつでも)



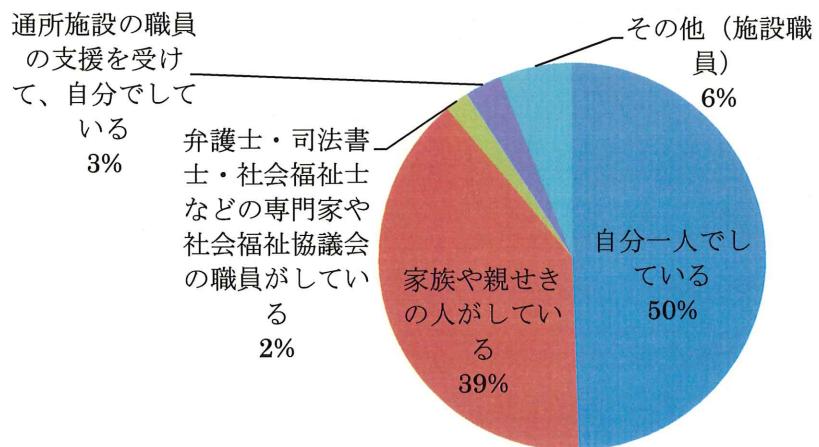
問15 障がいのことや障がい福祉サービス等に関する情報は、知っていますか。



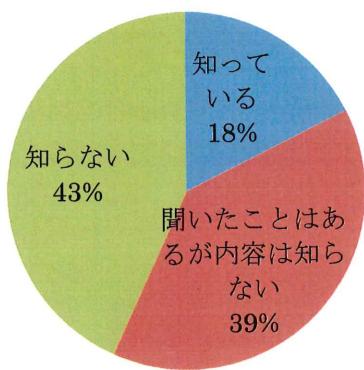
問16 あなたに必要な情報は、どのようなものですか。(○はいくつでも)



問17 日常生活におけるお金の管理や障がい福祉サービスの利用、商品の購入のための契約をどのように対応していますか。



問18 成年後見制度についてご存じですか。



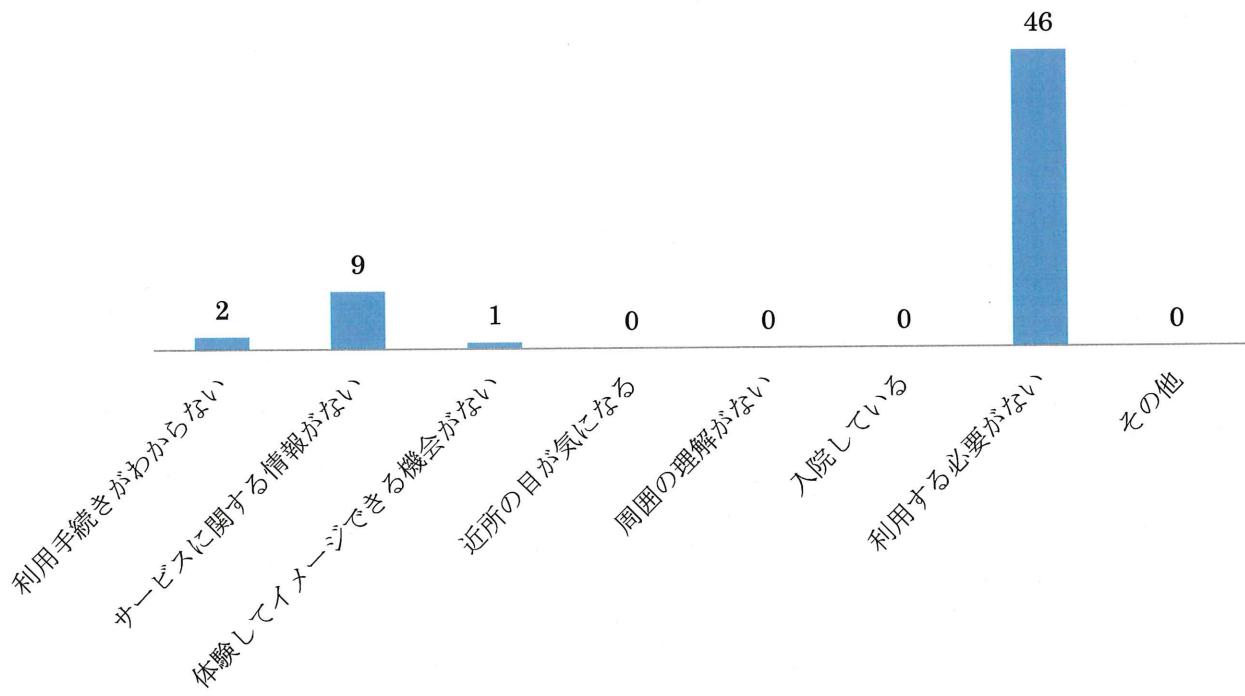
問19 あなたは、次の障がい福祉サービスを利用していますか。

また、今後、利用したいと思いますか。(○はいくつでも)

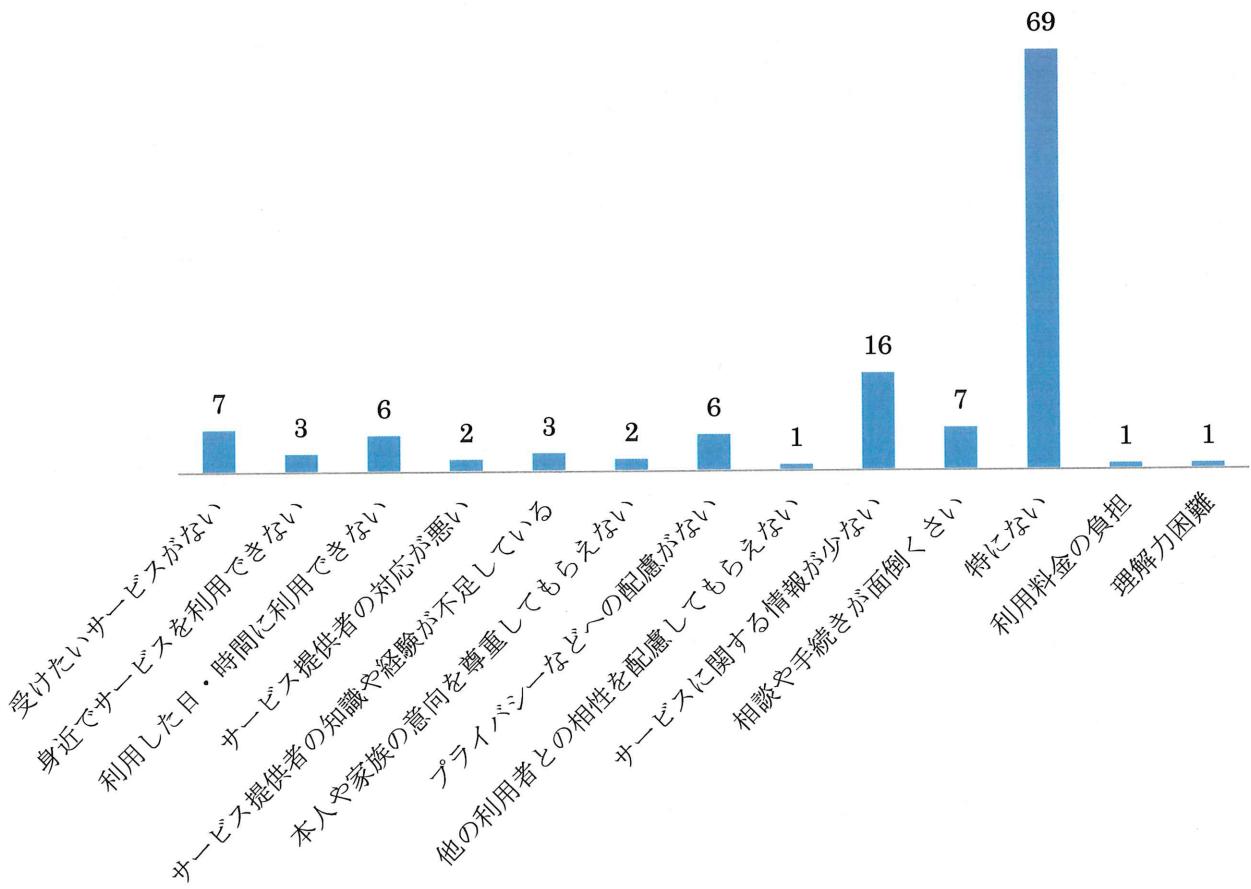
障がい福祉サービスの種類	現在	今後
1. 居宅介護	5	13
2. 同行援護、移動支援	3	16
3. 自立訓練〔機能訓練・生活訓練〕	9	11
4. 就労移行支援	3	7
5. 就労継続支援	10	12
6. 就労定着支援	2	8
7. 短期入所	2	18
8. 共同生活援助	6	13
9. 施設入所	6	16
10. 計画相談支援	15	22
11. 成年後見制度	1	10
12. 手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援	1	4
13. 補装具（義肢、車いす等）や日常生活用具（ストマ装具、紙おむつ等）の給付	13	13
14. 創作活動や仲間づくりなどの支援を行う地域活動支援センター	0	7
※「15」～「18」は障がい児を対象としたサービスになりますので、18歳未満の方がお答えください。		
15. 児童発達支援	3	2
16. 居宅訪問型児童発達支援	1	1
17. 放課後等デイサービス	6	5
18. 保育所等訪問支援	2	1
19. その他	0	2
20. 利用していない、利用する必要はない	50	35

【問19で「20」とお答えの方】

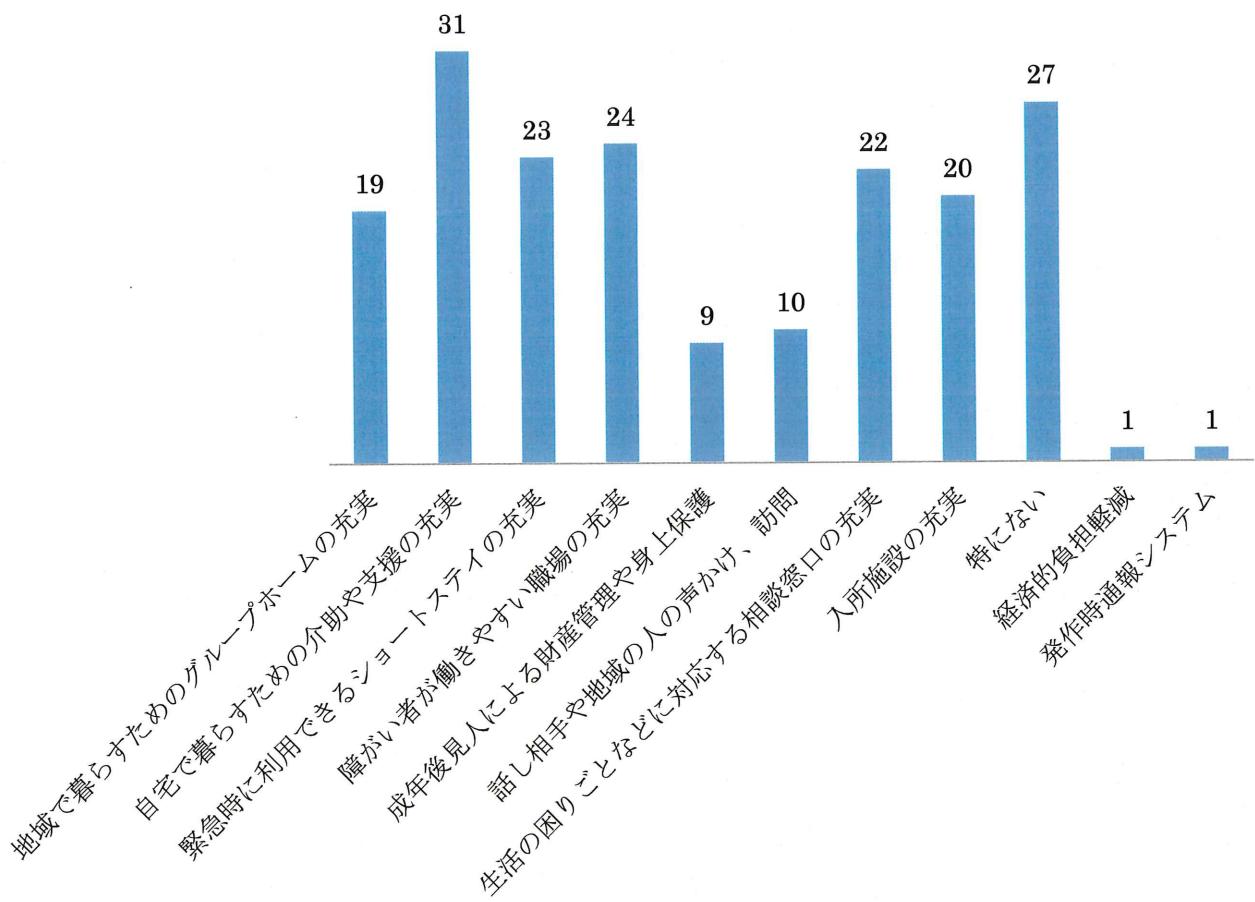
問19-1 障がい福祉サービスを利用していない理由は何ですか。
(○は主なもの2つまで)



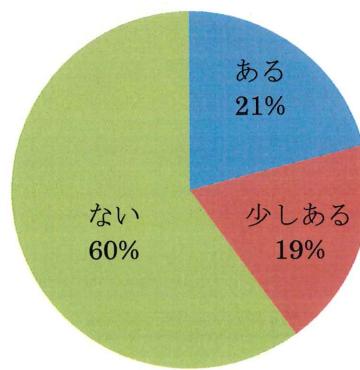
問20 障がい福祉サービスについて、不満に思うことがありますか。(○はいくつでも)



問21 将来、あなたが安心して暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか。（○はいくつでも）

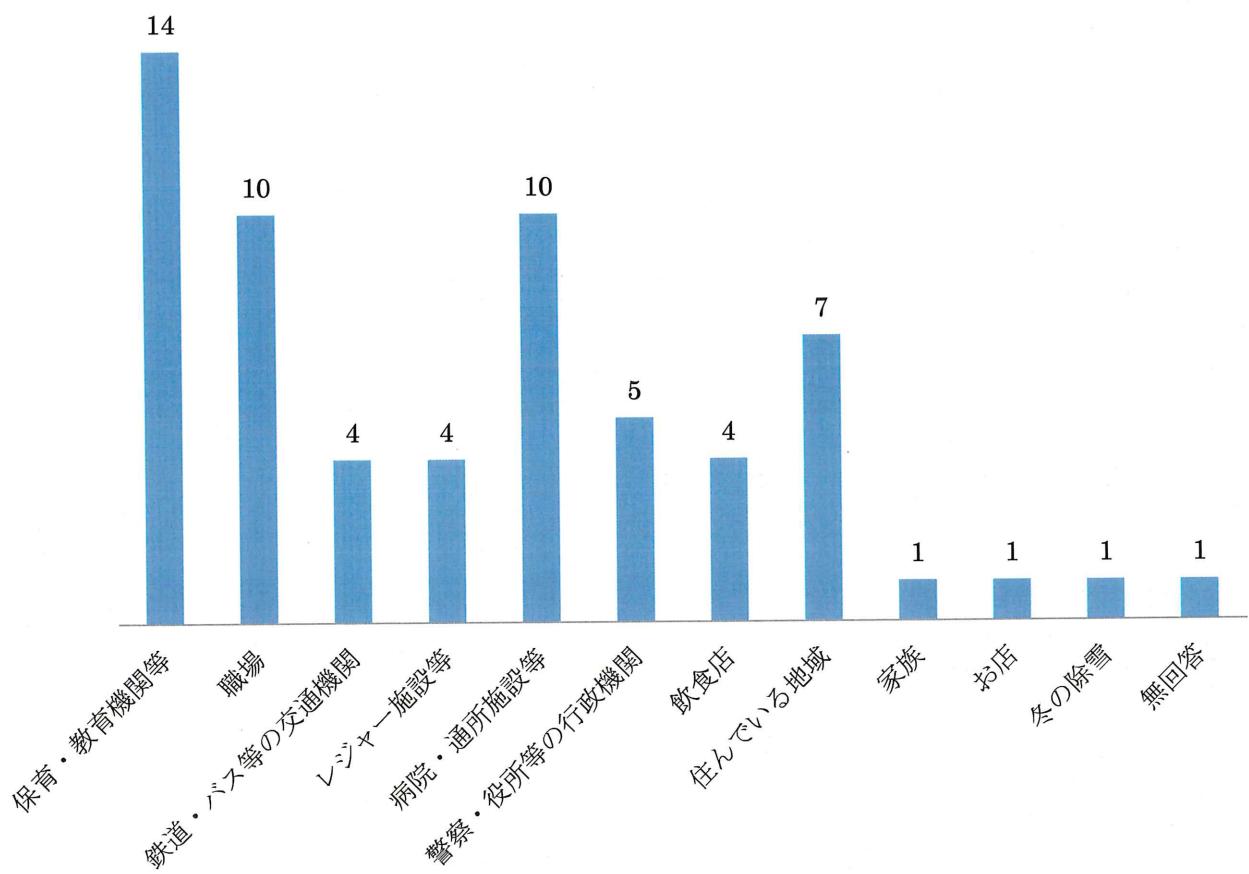


問22 障がいであることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。

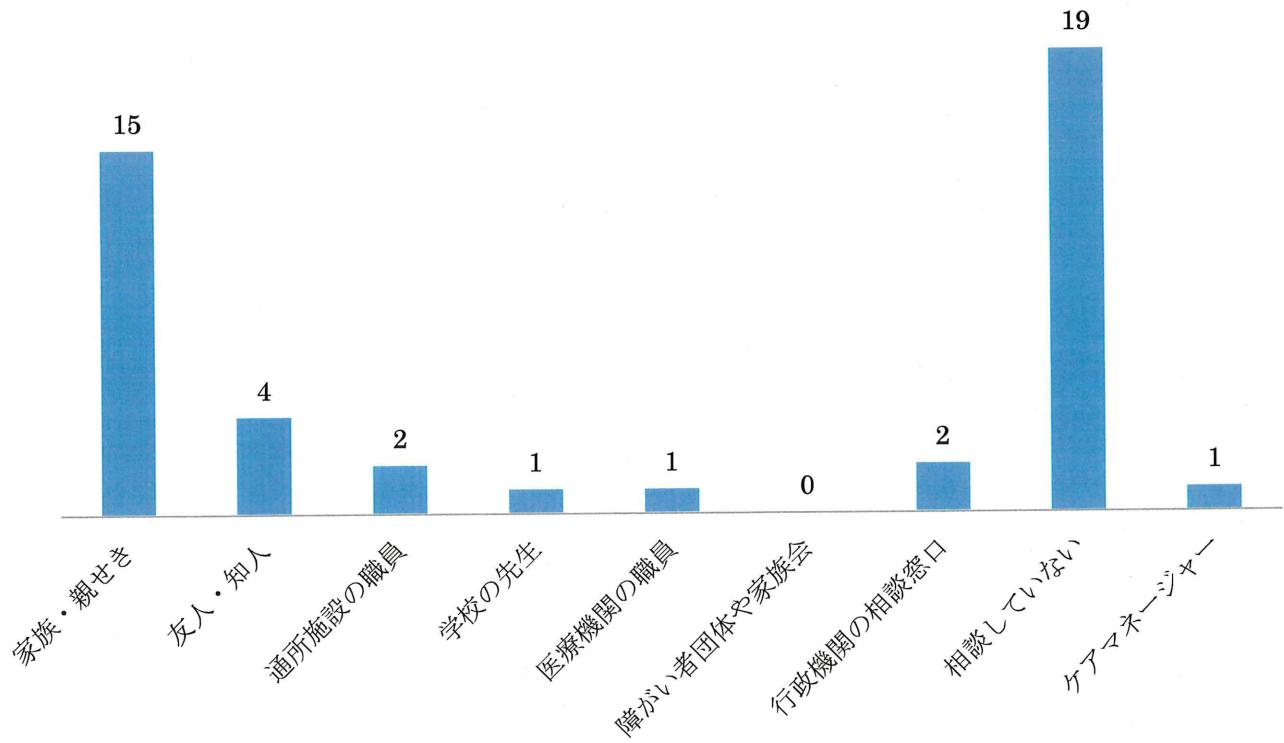


【問22で「1」～「2」とお答えの方】

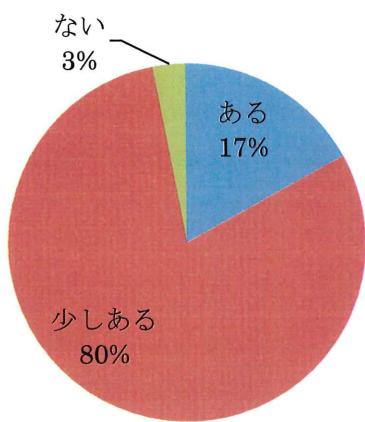
問22-1 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(○はいくつでも)



問22-2 それを誰（どこ）に相談しましたか。（○はいくつでも）

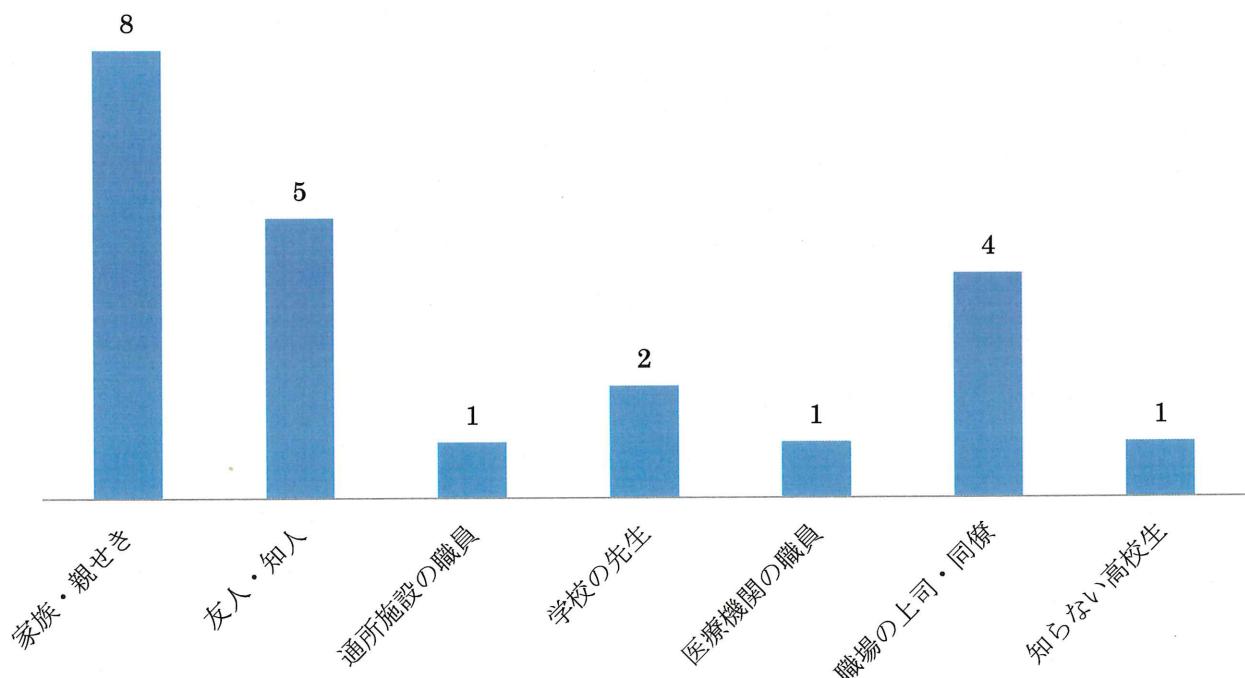


問23 これまでに虐待（暴言・暴力・嫌がらせ・お金をとられたなど）を受けたと感じたことはありますか。

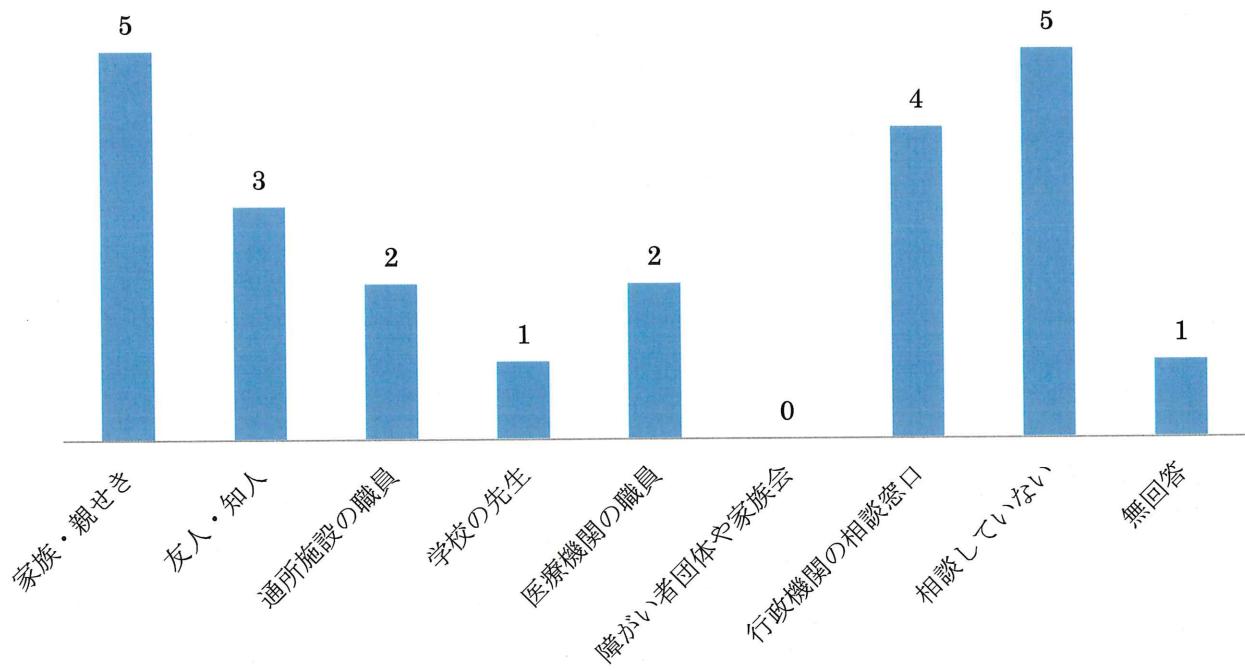


【問23で「！」とお答えの方】

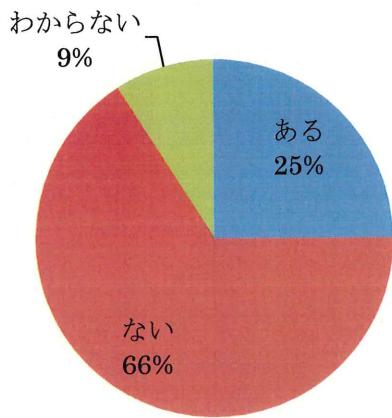
問23-1 それは、誰にされましたか。（○はいくつでも）



問23-2 それを誰（どこ）に相談しましたか。（○はいくつでも）

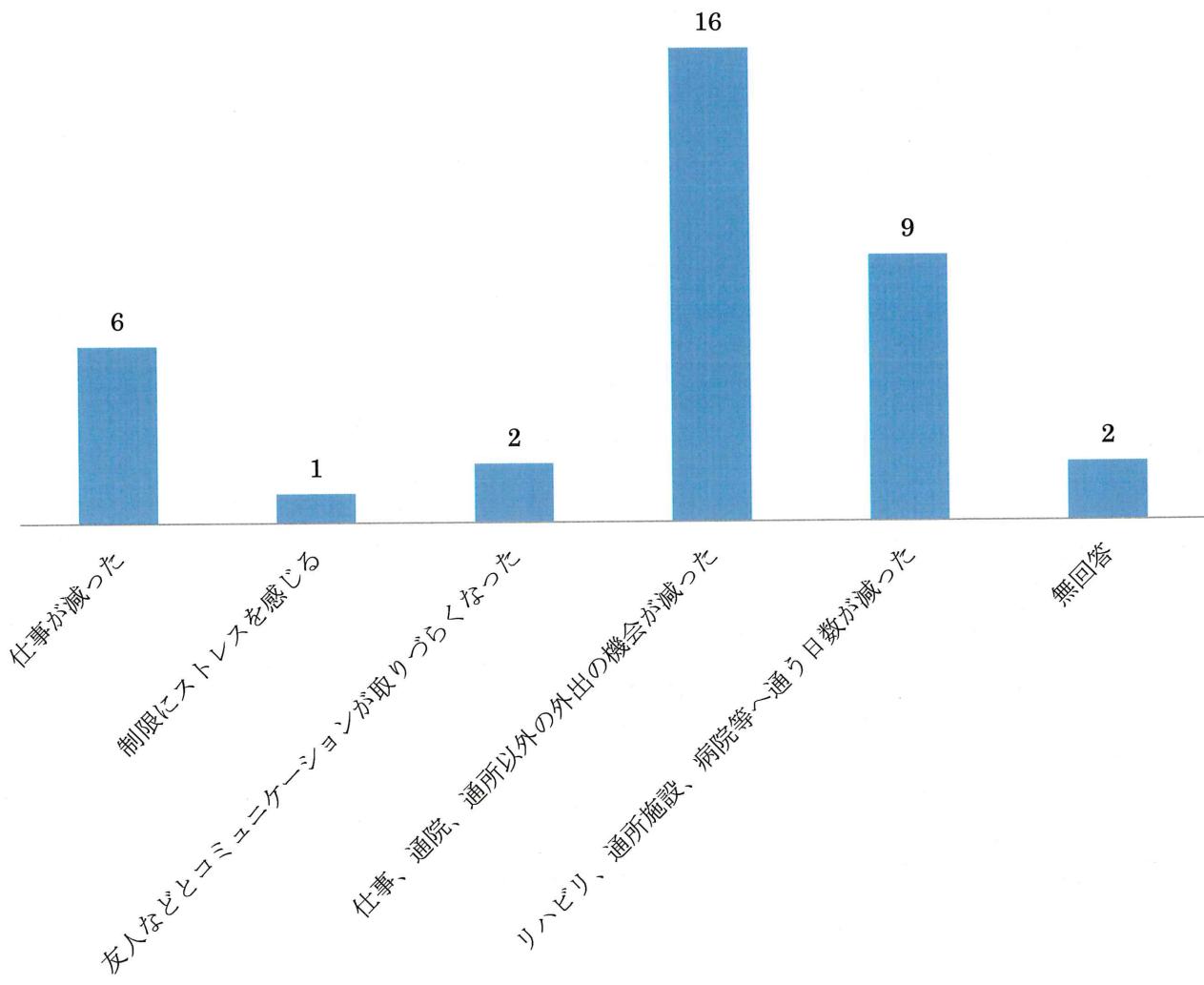


問24 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、あなたに影響がありましたか。

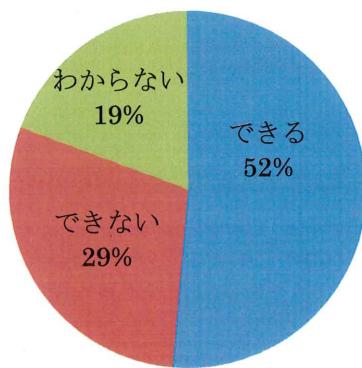


【問24で「1」とお答えの方】

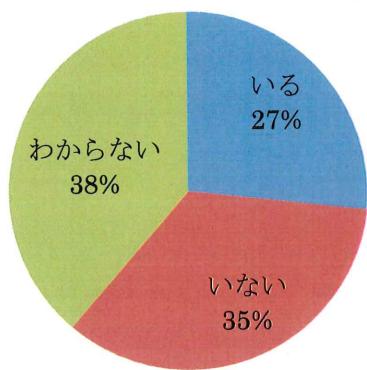
問24-1　どのような影響がありましたか。(○はいくつでも)



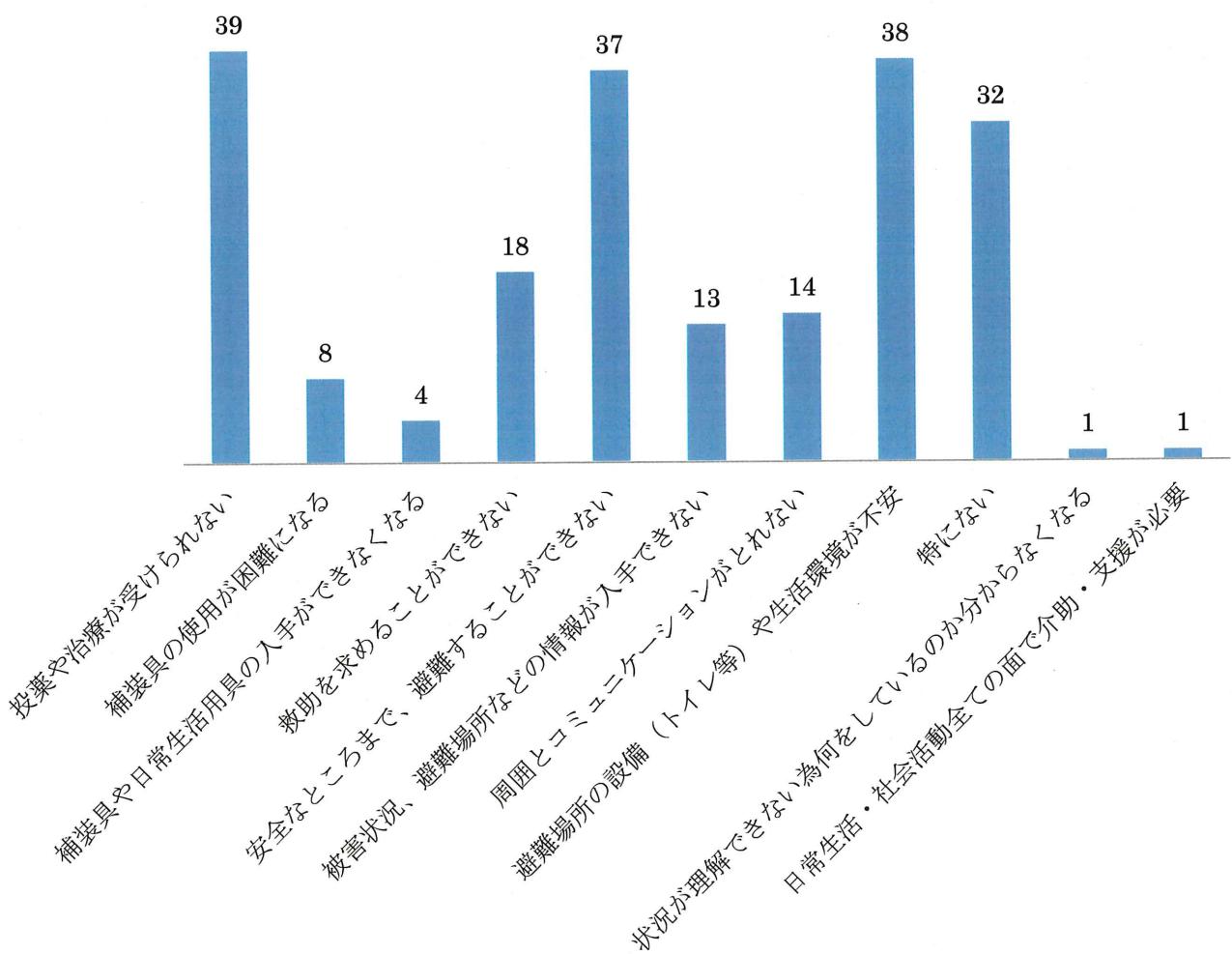
問25　あなたは、地震等の災害が起きたとき、一人で避難できますか。



問26 一人暮らしや家族が留守のときに災害が起きた場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。



問27 地震等の災害が起きたとき、困ることは何ですか。(○はいくつでも)



- 最後に、今後の障がい福祉施策の推進に向けて、何かご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。
- 通院や買い物などタクシーの充実や買い物を届けてくれるサービスの充実を望みます。
- コロナウイルス接種の時、健康一番館で問診を受けた時、「お薬は服用していますか?」、「病名は何ですか?」と人前で病名を言いたくないのを聞こえる声で、「〇〇〇ですね」ともう一度病名を言われ、嫌な思いをしました。
- 最後まで自宅で生活できるような援助が欲しい。
それには、分かりやすい情報の提供をお願いしたい。
- アンケートの内容が大人向けなので、子ども用と分けて作成した方が良いと思います。
- 障がい者用の福祉施設があったらと思います。
- 現在、居宅介護、通院等乗降介助サービスを利用し、通院しているが、利用料金が負担です。
- 入所施設が入りやすい低料金であって欲しい。
近くに常勤のお医者さんがいて欲しい（夜間も）。
- 障がいの程度やその後のケアや年齢に応じて受けるサービスなど（お金の事なども）
事前に知れる資料などがあれば分かりやすい。
受けられるサービスの知識がなかったり、法律が変わったり分かりにくいこともある。
自分達で調べないと分からないことが沢山あって受けられるはずのサービスも受けられないということもあるかもしれませんとも思います。
- 精神障がいの理解度が他の障がいよりも低いので、改善していけば嬉しい。
- タクシーが留萌まで走って欲しい。
- 地元にもグループホームが欲しい。
- 発作時の通報システムのサービスが欲しい。

3. サービス提供体制の現状と評価

(1) 増毛町における障がい福祉サービスの利用状況

障がい福祉サービス（サービス概要は71～73ページに掲載）の利用状況は、つぎのとおりとなっています。

本町には、居宅サービス事業所1カ所しかなく、障がい者入所・通所支援施設、就労支援事業所がありません。

したがって、留萌市内のサービス事業所や管内・管外の施設・事業所を利用しています。

財政状況が厳しいため、施設整備の計画はなく、引き続き町外の施設・事業所を利用することになります。

①居宅系サービス

居宅系サービスの利用状況をみると、共同生活援助（グループホーム）は、定員数の増加により、利用者数が計画値を上回っています。

施設入所支援は、利用者数が計画値を下回っています。

表5 居住系サービスの利用状況

サービス種類	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
自立生活援助	人	1	0	-	1	0	-	1	0	-
共同生活援助（グループホーム）	人/月	11	14	127.3	11	16	145.5	12	19	158.3
施設入所支援	人/月	16	17	106.3	16	15	93.8	15	14	93.3

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

②日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況をみると、全体的に計画値を下回っています。

なお、宿泊型自立訓練及び就労移行支援については、月平均利用日数が減少傾向にあり、計画値を大きく下回っています。

表6 日中活動系サービスの利用状況

サービス種類	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
療養介護	人/月	3	3	100.0	3	3	100.0	3	3	100.0
生活介護	人日/月	460	420	91.3	460	397	86.3	460	394	85.7
	人/月	20	21	105.0	20	19	95.0	20	19	95.0
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
自立訓練（生活訓練）	人日/月	0	7	—	0	21	—	0	9	—
	人/月	0	1	—	0	1	—	0	1	—
宿泊型自立訓練	人日/月	60	54	90.0	60	60	100.0	60	4	8.3
	人/月	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2	100.0
就労移行支援	人日/月	23	22	95.7	23	22	95.7	23	2	8.7
	人/月	1	2	200.0	1	1	100.0	1	1	100.0
就労継続支援（A型）	人日/月	0	0	—	0	0	—	0	25	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	2	—
就労継続支援（B型）	人日/月	470	461	98.1	470	460	97.9	470	442	93.2
	人/月	26	27	103.8	26	28	107.7	26	25	92.3
短期入所	人日/月	10	0	—	10	0	—	10	0	—
	人/月	1	0	—	1	0	—	1	0	—

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

③訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況をみると、居宅介護が計画値を下回っており、行動援護は計画値に対して利用実績がありません。

これは、他制度のサービスで補えることになったことが要因となっています。

表7 訪問系サービスの利用状況

サービス種類	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
居宅介護	時間/月	40	7	17.5	40	8	17.5	40	9	17.5
	人/月	4	3	75.0	4	4	75.0	4	4	75.0
重度訪問介護	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
行動援護	時間/月	4	0	-	4	0	-	4	0	-
	人/月	1	0	-	1	0	-	1	0	-
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
同行援護	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

④相談支援

相談支援の利用状況をみると、計画相談支援は計画値を上回っており、主に留萌市内の2カ所の相談支援事業所を利用しています。

地域移行支援・地域定着支援の利用実績はありません。

表8 相談支援の利用状況

サービス体系	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
計画相談支援	人/月	51	52	102.0	51	54	105.9	51	55	107.8
地域移行支援	人/月	1	1	100.0	1	0	-	1	0	-
地域定着支援	人/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

⑤障がい福祉サービス費等の給付費の状況

障がい福祉サービス費等の給付費については、年々増加してきており、令和3（2021）年度決算で162,127千円であったのに対して、令和5（2023）年度見込みでは166,240千円となり、4,113千円・2.54%増加しています。

表9 障がい福祉サービス費等の給付費の利用状況

区分	単位	R3年度決算	R4年度決算	R5年度見込
居宅系サービス	千円	48,883	53,051	58,779
日中活動系サービス	千円	110,483	109,623	105,240
訪問系サービス	千円	382	395	388
相談支援	千円	2,379	2,087	1,833
合 計	千円	162,127	165,156	166,240

(各年度末決算額、R5年度は見込額：福祉厚生課調べ)

(2) 増毛町における地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業（事業概要は75～76ページに掲載）の利用状況は、次のとおりとなっています。

①相談支援事業

相談支援事業の状況としては、留萌管内8市町村で留萌市内にあるNPO法人ウェルアナザーデザインに平成25（2013）年4月から基幹相談支援センター業務を委託しています。

また、平成26（2014）年度から留萌南部自立支援協議会の事務局も委託しています。

表10 相談支援事業の状況

事業名	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
障がい者相談支援事業	カ所	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2	100.0
自立支援協議会	カ所	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

②理解促進研修・啓発事業

平成25（2013）年度より地域生活支援事業における市町村の必須事業として位置付けられましたが、本町において実施はありませんでした。

表11 理解促進研修・啓発事業の状況

事業名	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

③自発的活動支援事業

平成25（2013）年度より地域生活支援事業における市町村の必須事業として位置付けられましたが、本町において実施はありませんでした。

表12 自発的活動支援事業の状況

事業名	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
自発的活動支援事業	実施の有無	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

④成年後見制度利用促進事業

成年後見制度利用促進事業は、長らく利用ニーズはありませんでしたが、令和5（2023）年度に1件の利用がありました。

また、成年後見制度法人後見支援事業は、平成25（2013）年度より地域生活支援事業における必須事業として位置付けられましたが、本町において実施はありませんでした。

表13 成年後見制度利用促進事業の状況

サービス体系	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
成年後見制度利用促進事業	人/年	1	0	-	1	0	-	1	1	100.0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

⑤意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、利用ニーズもなく、手話通訳者等が本町にいなかったため、実施はありませんでしたが、公益社団法人北海道ろうあ連盟から手話通訳者等の広域派遣ができる体制にしています。

手話奉仕員養成研修事業は、平成25（2013）年度より地域生活支援事業における市町村の必須事業として位置付けられましたが、本町において実施はありませんでした。

表14 意思疎通支援事業の状況

事業名	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
手話通訳・要約筆記者等設置人数	人/年	1	0	-	1	0	-	1	0	-
手話・要約筆記実利用者数	人/年	0	0	-	0	0	-	0	0	-
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

⑥日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業をみると、排せつ管理支援用具の利用が多い状況となっています。

内部機能障がいの方の状況から、今後も増加傾向にあると考えられます。

表 I 5 日常生活用具給付事業の状況

事業名	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
介護・訓練支援用具	件数/年	0	0	-	0	2	-	0	0	-
自立生活支援用具	件数/年	1	0	-	1	2	200.0	1	1	100.0
在宅酸素等支援用具	件数/年	2	0	-	2	0	-	2	0	-
情報・意思疎通支援用具	件数/年	1	0	-	1	0	-	1	0	-
排せつ管理支援用具	件数/年	96	58	60.4	96	70	72.9	96	60	62.5
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件数/年	0	0	-	0	1	-	0	0	-

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

⑦移動支援事業

移動支援事業をみると、平成30（2018）年度以降の実績はありません。

利用者ニーズが、他のサービスで満たされていると考えられます。

表 I 6 移動支援事業の状況

事業名	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
移動支援事業	人数/年	1	0	-	1	0	-	1	0	-
	時間/年	25	0	-	25	0	-	25	0	-

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

⑧地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、運営している事業所がなく、計画・実績はありません。

表 I 7 地域活動支援センター事業の状況

事業名	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
地域活動支援センター事業（町内）	カ所/年	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数/年	0	0	-	0	0	-	0	0	-
地域活動支援センター事業（町外）	カ所/年	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	人数/年	0	0	-	0	0	-	0	0	-

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

⑨その他の事業

日中一時支援事業は、利用ニーズもなく、令和元（2019）年度のみの実施となりました。

また、町単独事業として、精神障がい者の作業所等に通所の際の交通費を給付する他の社会参加促進事業を実施していますが、現在2事業所に給付しています。

表18 その他の事業の状況

事業名	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
		実施カ所	0	0	－	0	0	－	0	0
日中一時支援事業	実利用人数	0	0	－	0	0	－	0	0	－
	その他社会参加促進事業	件数/年	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2
			(左から)	計画	・実績	・達成率%	R5年度は見込)			

（3）増毛町における児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の利用状況

児童福祉法の改正により平成24（2012）年度から障害者自立支援法に規定されていた障がいのある児童を対象とした「児童デイサービス」が、児童福祉法において、「放課後等デイサービス」及び「児童発達支援」として規定されるとともに、肢体不自由児を対象に必要な治療を行う「医療型児童発達支援」や集団生活への適応のための専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」が新設されました。

また、平成30（2018）年度から居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」が新設されました。

なお、上記サービスを継続的かつ計画的に利用するために、障がい児支援利用計画の作成・提出を行う「障害児相談支援」についても児童福祉法に規定されました。

障害児通所支援等（事業概要は77ページに記載）の利用状況は、次のとおりとなっています。

①障害児通所支援

障害児通所支援は、留萌南部3市町で共同運営している留萌市子ども発達支援センター等に通所し、利用しています。

各年度の利用人数（支給決定児童数）をみると、保育所等訪問支援の利用ニーズが高まっています。

他のサービスについては、利用児童世帯の町外転出等により多少の増減がありますが、ほぼ横ばいとなっています。

表19 障害児通所支援の利用状況

サービス種類	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
児童発達支援	人日/月	24	3	12.5	24	2	8.3	24	11	45.8
	人/月	2	3	150.0	2	2	100.0	2	4	200.0
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人/月	0	0	—	0	0	—	0	0	—
放課後等デイサービス	人日/月	200	81	40.5	200	83	41.5	200	67	33.5
	人/月	11	12	109.1	11	9	81.8	11	8	72.7
保育所等訪問支援	人日/月	8	1	12.5	8	1	12.5	8	1	12.5
	人/月	4	3	75.0	4	3	75.0	4	4	100.0
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	6	4	66.7	6	4	66.7	6	6	100.0
	人/月	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

②障害児相談支援

障害児相談支援は、留萌市内の3カ所の事業所を利用しています。

段階的に作成を促し、平成26（2014）年度以降、利用児童（支給決定児童）の全員が「障害児相談支援利用計画」を作成・提出済みとなっています。

表20 障害児相談支援の利用状況

サービス種類	単位	R3年度			R4年度			R5年度		
障害児相談支援	人/月	13	11	84.6	13	12	92.3	13	15	115.4

(左から 計画・実績・達成率% R5年度は見込)

（4）地域生活移行の状況

北海道がまとめた令和4（2022）年4月1日から令和5（2023）年3月31日までの地域生活移行者数は、79人となっています。

また、地域生活移行先としては、グループホーム（共同生活援助）がもっとも多く59人（74.7%）となっています。

なお、増毛町においては、平成15（2009）年度から令和元（2019）年度までに入所施設からケアホームやグループホームに移行した方が9人います。

(5) 入所施設の状況

北海道における入所施設は、令和2（2020）年4月1日現在、204施設・定員10,508人であったのに対し、令和5年4月1日現在では、施設数は4施設減の200施設で、定員は244人減の10,264人になっています。

また、道内の入所施設資源は、地域的に偏在しており、サービスを必要とする利用者が暮らす地域とは格差が生じています。

より身近な地域における必要なサービスが受けられるよう、サービス資源の地域間格差の縮小が必要となります。

(6) 居住支援の状況

グループホーム（共同生活援助）は、障害者自立支援法の施行後、指定基準の規制緩和が図られたこと等により施行時点の平成18（2006）年4月の635カ所・定員2,960人が、令和5（2023）年4月では826カ所・定員16,782人と定員の大幅な増加がみられます。

なお、令和5（2023）年3月の利用者数は9,354人となっており、令和2（2020）年3月利用者から204人の減となっています。

(7) 工賃（賃金）の状況

一般就労が困難な障がい者の福祉的就労における工賃は、令和3（2021）年度の月額一人当たり平均工賃（賃金）29,661円となっており、このうち、就労継続支援B型では、月額19,523円となっています。

障がいのある人が生きがいを持ち、安心して地域で暮らせるようになるためには、引き続き、工賃（賃金）向上に向けた取り組みが必要となります。

※工賃とは、生産活動に係る事業の収入から生産活動に必要な経費を控除した額を施設や事業所等が利用者に支払う金額のことです。

(8) 一般就労支援への移行状況

令和3（2021）年度における道内の福祉施設から一般就労への移行者数は、1,043人となっており、平成17（2005）年度実績105人と比較して、9.9倍の増加となっています。

令和3（2021）年6月1日現在の障がい者雇用の義務がある道内民間企業の実雇用率は2.4%で、全国平均の2.2%を上回っていますが、障がいのある人を一人でも雇用していない企業は31.0%と全国平均の30.5%よりも高い水準にあります。

障がいのある人一人ひとりの意欲や障がい特性等に応じて、安心して一般就労に取り組むことができるよう、企業等と連携・協働した就労支援の充実・強化を図っていく必要があります。

(9) 特別支援学校卒業生の進路状況

道内の特別支援学校の令和5（2023）年3月の高等部卒業者1,152人のうち、就職は417人で全体の36.2%、福祉施設利用者は627人で全体の54.4%となっています。

特別支援学校を卒業後に、身近な地域で生活することができるよう、在学中の就労支援の強化や地域のサービス基盤を整備していく必要があります。

(10) 発達障がい者に対する支援の状況

平成28（2016）年8月に施行された発達支援障害者支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が全般にわたって改正され、医療、福祉、教育、就労等の関係機関が相互に連携し、一人ひとりの発達障がいのある人に切れ目のない支援を実施することが目的に追加され、きめ細やかな支援を推進することとされました。

北海道では、「発達障害者支援（地域）センター」を設置し、地域で発達障がいのある人やその家族の支援を行う市町村や事業所等の関係機関への助言や人材育成を行うとともに、北海道教育庁と協働し、各地域で支援体制の整備を進めるなど、支援の充実を図るほか、フォーラムを開催するなど発達障がいの理解促進を行っています。

(11) 障がい児に対する支援の状況

平成28（2016）年6月の児童福祉法の改正に伴い、これまでの指定障害児通所支援事業に居宅訪問型児童発達支援が創設され、また、医療的ケアを要する障がいのある子どもが適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとされました。

さらに、障がいのある子どものサービスに係る提供体制の計画的な構築を促進するため、自治体において障がい児福祉計画を策定することとなりました。

また、子ども・子育て支援法の「すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各自の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子どもとその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を整備し、障がいのある子ども本人の最善の利益を保障する必要があります。

(12) 医療を必要とする在宅障がい児（者）等に対する支援の状況

重症心身障がい児（者）や医療的ケアを必要とする在宅で暮らす重度障がいのある人が、地域で生活するためには、必要なサービス基盤を整備し、その家族の負担を軽減することが必要です。

4. 主なサービス提供基盤の整備状況

(1) 基盤整備の状況

先ほども述べましたが、町内には、居宅サービス事業者が1カ所しかなく、障がい者入所・通所等支援施設や就労支援事業所がありません。

また、地域生活支援事業については、移動支援や日常生活用具給付は、直接町で行っておりますが、地域生活支援センターについては、留萌市にあるNPO法人に委託していましたが、平成20（2008）年度からは人材の確保ができないため休止の状態となっています。

(2) 人材養成の状況

町では、障がいのある人の地域生活支援等の多様な相談に総合的・継続的に対応するため、北海道が行う相談支援従事者研修に町保健師が計画的に受講し、修了しています。

また、道立心身障害者総合相談所が行う障害者相談業務担当研修にも毎年1名の担当職員が受講しています。

第3章 障がい者計画推進のための具体的な取組み

I. 広報・啓発活動の推進

障がいの有無にかかわらず、町民がお互いに理解し、支え合う社会を実現するため、ノーマライゼーションの普及を図るとともに、障がい及び障がいのある人に対する町民の理解を深めるため、広報・啓発活動を進めます。

(1) 広報活動の充実

障がいのある人を取り巻く状況や障がい者対策の基本的な考え方を広く町民に普及啓発するため、広報誌や各種媒体を通じた広報活動を進めるとともに、行事やイベントを通じて啓発活動を行います。

(2) 心のバリアフリーの促進

障がいに対する正しい知識を深める機会の充実と交流機会の拡充に努めます。

2. 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者総合支援法に基づくサービス基盤の充実を図るとともに、相談及び支援体制の充実をめざします。

(1) 自立支援のためのサービスの充実

障がいのある人や支援する人に、各種サービスメニュー等の情報を提供します。

日中活動系サービス、訪問系サービス、地域生活支援事業など、障がいのある人の状態やニーズに応じた適切な支援が効果的に行われるサービスの提供体制を構築します。

障がいのある人が日常生活の便宜を図るために、補装具や日常生活用具等の福祉機器給付サービスの適切な運用を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

基幹相談支援センターうえるデザインとの連携を強化し、ワンストップの相談体制を作り、相談支援や一貫したケアマネジメントができるよう、地域関係機関の連携を図ります。

留萌南部自立支援協議会の活動の推進を図り、地域での課題を共有し、改善に向けた体制づくりに努めます。

(3) 生活の安定支援

障がいのある人の生活安定を図るため、年金、手当の支給、医療費等の助成、「生活福祉資金」の貸し付けなど、各制度が円滑に利用できるよう周知に努めます。

(4) 家族支援の充実

障がいのある人を介護している家族の就労支援や一時的な休息及び急用等に対応するためのサービスを充実します。

3. 人権・権利擁護の推進

障害者基本法の基本理念にあるように、障がいのある人に対する差別や権利利益の侵害がない地域社会を作るため、障がいのある人の人権と尊厳が補償され、心豊かに生活できる社会づくりを進めます。

(1) 人権・権利を擁護する体制づくり

障がいのある人の中で、判断能力が十分でない人に対して、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するために、関係機関と連携して「権利擁護事業」の普及啓発と利用促進を図ります。

障がいのある人の権利擁護を推進するため、町民に対して権利擁護に対する理解を深めてもらうための周知・啓発の機会を作ります。

平成24（2012）年10月に施行され、「障害者虐待防止法」に基づき設置された「町障がい者虐待防止センター」の機能を促進し、障がい者への虐待を防止するための体制整備と普及啓発を図ります。

また、ヘルプマークやヘルプカードの普及を推進し、外見からわかりにくい障がいなど、周囲の方から配慮を必要としている人への思いやりのある行動を促し、障がいへの理解を図ります。

(2) 成年後見制度の周知・普及

障がいのある人の人権や権利を擁護する「成年後見制度」の周知・普及を図ります。

4. 保健・医療サービスの充実

障がいの早期発見、早期治療は障がいの重度化を防ぐために必要であり、各種健康診断の充実を図るとともに、適正な医療、リハビリテーションの充実を図ります。

(1) 障がいの発生予防施策の推進

先天性障がいの一因となる生活習慣病の予防など、健康づくりに対する意識啓発を図り、基本健康診査をはじめとした各種健診の受診を促します。

こころの悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、こころの健康診断の充実を図り、こころの健康の保持増進に努めます。

(2) 医療公費負担制度の普及

自立支援医療（育成医療、更生医療、精神障がい者に対する通院医療）及び重度心身障がい者医療等の公費負担制度の普及に努めます。

(3) リハビリテーション体制の充実

障がいのある人が、医療を終えてから社会復帰を円滑に進めるために、医療機関と連携を図り、適切な対応に努めます。

また、医療機関退院後も引き続き、維持的リハビリテーションに取り組めるよう、社会復帰のためのサービス提供を促進します。

そのために、保健所、医療機関、サービス事業所等と連携を図ります。

5. 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもは、日常生活や社会生活の面で様々な制限を受け、成長や発達が阻害されやすい傾向にあります。

障がいのある子どもが自らの可能性を生かし、持てる力を十分に發揮するために、早期の相談・指導を行い、一人ひとりの障がいに応じた療育を行えるよう、乳幼児期から学校卒業までの一貫した療育・教育環境の支援に努めます。

(1) 障がいの早期発見・早期療育機能の充実

障がいの早期発見・早期療育につながるよう、乳幼児健診や相談事業及び戸別訪問等の母子保健施策の充実を図ります。

(2) 子どもの発達支援の推進

留萌南部地域児童発達支援協議会等を活用し、関係機関とのネットワークを構築し、地域における専門的な支援の確保を図ります。

発達障がいのある子どもへの正しい理解を図るための啓発活動を推進します。

幼児期、就学期、卒業時において継続した支援ができるよう関係機関の早期からの連携に努めます。

(3) 療育体制の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対し、一人ひとりの特性と保護者の意向に応じた療育を受けることができるよう乳幼児健診と連動した体制整備を図ります。

身近な地域の支援拠点として「留萌市子ども発達支援センター」を活用し、発達障がいのある子どもや家族への支援を進めます。

(4) 特別支援教育の推進

従来の特殊教育の対象となっていた子どもだけでなく、学習障がい（L D）、注意欠陥多動性障がい（A D H D）、高機能自閉症等を含め、教育・福祉・医療等との連携を図り、本人及び保護者の意向や障がいの状況を踏まえ、適切な教育の場を選択できるよう、指導に努めます。

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育や指導が行われるような体制の充実に努めます。

また、学校施設を障がいのある子どもに配慮したバリアフリー化に努めます。

6. 担い手育成と地域活動の推進

障がいのある人が地域で充実した生活を続けるために、障がいのある人の活動を支える人材の確保とボランティア活動の推進を図り、町民誰もが気軽に参加できる「手助け」の輪を広げていく取り組みを推進します。

(1) 人材の確保と養成

社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携して、障がいのある人の地域生活を支えるボランティアの養成を促進します。

地域の福祉活動の推進に重要な役目を担っている民生委員・児童委員等の研修の充実に努めます。

障がいのある人の聞き取り調査に当たる認定調査員、障がいのある人のサービス利用計画書の作成を支援する相談支援専門員の要請を図ります。

(2) ボランティア委活動の推進

社会福祉協議会・ボランティアセンター及び「ゆうゆうマーシー」の活動を促進するとともに、町民誰もがボランティア活動に参加できるよう、広報誌等で情報の提供に努めます。

手助けを必要としている人にボランティア活動が効果的につながるよう、また、多様なニーズに対応できるよう、既存の団体と連携を図ります。

(3) 民間団体との連携強化

福祉活動を行っている団体・グループとの連携を強化するとともに、文化・スポーツ団体及び農協・漁協・商工会など産業関係団体とともに連携を図り、障がいのある人の地域活動を推進します。

7. 社会活動への参加促進

障がいのある人もない人も、ともに支え合いながら地域で生活するためには、お互いの理解が必要です。

そのためには、地域の行事、各種教室や文化活動、スポーツ活動を通してお互いに交流する機会を設けていくよう、働きかけます。

(1) 共生型事業の推進

基盤整備、相談支援、日中活動の場、住まいの場、就労等あらゆる場面において、障がい者施策と高齢者施策等を一体に実施する共生型事業を推進します。

その際には、地域の特性を生かし、先進的事業交付金を活用できる取り組みを検討します。

障がいのある人が、自ら進んで地域社会の一員として、地域の事業に参加できるよう、支援と啓発を行います。

(2) コミュニケーション支援の充実

障がいのある人のコミュニケーションを確保するために、広域的な手話通訳者の派遣等について、公益社団法人北海道ろうあ者連盟等に委託し、支援を行います。

(3) 生涯学習の推進

障がいのある人が気軽に学習活動、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会の提供を図ります。

公共施設や会場での配慮など、学習に参加しやすい環境づくりに努めます。

8. 雇用・就労の促進

障がいのある人は、その障がいのため就職したくともなかなか職に就けない厳しい状況にあり、地域事業者に障がいのある人の雇用を期待するだけでは就労の促進は図れません。

障がいのある人の雇用の拡大に向けて、関係機関と連携を取り、具体的な方策を示すことが必要で、障がいの種類や程度によっては、一般の企業に就労することが難しい人も多く、こうした人たちのために、福祉的就労の場を確保することも必要です。

(1) 雇用の促進

障がいのある人の雇用を促進するために、公共職業安定所等と連携し、雇用の促進を図ります。

また、事業主に対して、障がいのある人の雇用に向けた啓発活動を行います。

(2) 就労支援体制の充実

一般就労が困難な障がいのある人に対しては、町内に福祉的就労施設がないので、留萌市内の施設・事業所等と連携を取り、支援を行います。

9. 生活環境の整備

障がいのある人が地域の中で充実した生活をするために、公共施設や道路におけるバリアフリー化を進めるとともに、障がいのある人が地域において活動できるよう、移動の確保を図る必要があります。

障がいのある人が地域の中で安全・安心に生活することができるよう、防災対策の充実も求められています。

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進

障がいのある人ばかりでなく、すべての人が利用しやすい施設や安全な環境を作るために、町内におけるバリアの現状を把握し、障がいのある人のニーズを取り入れた施設及び道路の整備に努めます。

また、ハード面でのバリアフリー化が困難な場合においても、障がいのある人に配慮したソフト面での取り組みを進めます。

(2) 生活設備の整備

障がいのある人のニーズを踏まえて、町営住宅をはじめ、住まいの場の整備への支援を行います。

障がいにあった居住環境を実現するため、日常生活用具の利用を促進します。

(3) 移動・交通手段の確保

障がいのある人が、公共交通機関を利用しやすくするために、関係機関に働きかけを行います。

公共交通機関を利用できない人に対しては、移動支援の充実を図るとともに、身体障害者福祉協会が行うハイヤー料金助成事業を支援します。

また、町有車両による通院支援や行事への送迎等を行います。

(4) 防災対策の充実

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するために、関係団体、住民等の連携による支援体制を確立するとともに、災害時要支援者名簿を作成し、支援のネットワークづくりを進めます。

また、防災意識の普及など町民の意識高揚を図ります。

I 0. 推進体制の整備

この計画を効果的に推進するために、国及び北海道の他、関係機関や各種団体・事業者等と連携を図っていきます。

また、障がいのある人に配慮したまちづくりを進めることは、すべての人が住みやすいまちを作ることにつながるので、役場のすべての部署が連携した体制づくりを進めます。

(1) 関係機関との連携強化

障がいのある人に関する機関や団体と連携を深め、障がいのある人のニーズを反映した施策の実現を図っていきます。

(2) 推進体制の整備

役場内・町内の関係団体・北海道等と連携を図り、共生型まちづくり体制の構築をめざします。

第4章 福祉計画推進のための基本事項

I. 令和8（2026）年度に向けてめざす方向

「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会の実現」

第6期計画から引き続き「希望するすべての障がい者が地域で暮らせる社会づくり」や「本人が希望する暮らしの実現」に向けて、安心して障がいのある人やその家族が暮らすことができるよう、障がいのある人を主体として、その方々のニーズを踏まえた支援体制やサービス基盤、就労の場や住まいの場の整備をめざし、自立支援協議会を核として地域の関係者が連携・協働する「地域づくり」を推進します。

2. 福祉計画推進の基本方針

（1）相談支援体制の充実

地域で自立した生活を営むためには、サービス提供体制の確保とともに、適切な利用を支援する相談支援体制の構築が必要です。

このため、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターうえるデザインとの連携を強化し、ケアマネジメント等の充実を図ります。

さらに、障がい福祉サービス等の利用にあたって作成される「サービス等利用計画」については、利用者ニーズに応じた計画相談支援、障害児相談支援の提供体制の充実を図ります。

（2）地域生活への移行促進

町内には、障がいのある人が地域で生活することを支援する施設等がないため、当面、現在入所している施設による支援によることとしますが、障がいのある人が地域で暮らせる社会の実現に向けて居住支援等の基盤整備の促進を図り、地域移行支援や地域定着支援を進めます。

また、障がいのある人の高齢化や重度化、さらには、「親亡き後」を見据えた中長期的な視点に立った継続した支援を進めます。

入院中の精神障がいのある人に対し、退院のための必要な支援を行い、地域生活への移行を進めます。

(3) 就労支援の充実

障がいのある人の就労支援を充実・強化するため、労働・福祉・教育等の関係機関との連携強化を図ります。

圏域で構築してきた就労支援のネットワークを活用し、ハローワークや障がい福祉サービス事業者、特別支援学校等の関係者や企業・自治体が連携した一体的な就労支援を推進します。

障がいのある人が地域において自立した生活を送るため、それぞれの意欲や能力（適正）に応じて働くことができるよう、就労支援事業等に関わる支援者の支援技術を向上する取り組みを推進します。

障がいのある人の就労先を確保するため、企業等への情報提供により、理解を深めるとともに、地域における新たな就労の場の創出に努めます。

(4) ライフサイクルを通じた連携した支援

学齢期における学校と放課後等の支援機関との連携や乳幼児期や学齢期・学校卒業後の就労や生活支援機関との引き継ぎなど、地域の関係機関の連携によるライフサイクルを通じた支援の促進を図ります。

(5) 障がいのある子ども（人）の在宅医療の確保

在宅で暮らす障がいのある子ども（人）の特性等に合わせ適切な医療が提供されるよう、地域の医療機関との連携を図ります。

(6) 権利擁護の推進

権利擁護の推進のため、相談支援体制や自立支援協議会における取り組みを強化します。

成年後見制度の推進のため、基幹相談支援センターうえるデザインをはじめとする支援機関との連携を深め、体制整備や普及啓発を進めます。

各種資料を活用し、学校や企業等を通じて、障がいのある人に対する正しい理解を広めるための啓発活動を進めます。

(7) 共生型事業の推進

より身近な地域（町内及び圏域）において、障がいのある人を支援する資源を確保するため、相談支援・日中活動、住まいの場、就労等あらゆる場面において、元気な高齢者やボランティアなど様々な関係者が協働し、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した取り組み（共生型事業）の体制を構築します。

(8) サービス基盤の圏域連携

町内には、サービス事業所が1カ所のみなので、障がいのある人が町内外で必要なサービスが受けられるよう、圏域及び近隣市町村や事業者と連携し、サービスの提供を行います。

また、空き住宅や空き店舗など既存のストックを積極的に活用し、サービス基盤の整備を進めます。

(9) 障害児支援の充実

平成28（2016）年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村及び都道府県に対し、障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。

留萌南部3市町で共同運営している「留萌市子ども発達支援センター」を核として、児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービス提供体制を整備し、子どもと家族への支援体制の充実を図ります。

(10) 障がい者等に対する虐待防止

平成24（2012）年4月に施行された障害者虐待防止法に基づき、平成24（2012）年10月より各市町村に「町障がい者虐待防止センター」が設置されました。

本町においても福祉厚生課内に窓口を設置し、障がい者等に対する虐待の防止や早期発見・早期対応・再発防止等のための相談支援体制を推進していきます。

(11) 安全確保に備えた地域づくりの推進

平常時から関係団体、事業者等と連携を図り、災害や集団感染発生時における障がいのある人の安全確保に努めるとともに、その障がい特性に配慮した支援が行えるよう、地域住民等との共生による体制づくりを進めます。

3. 令和8（2026）年度の成果目標

(1) 基本的な考え方

障がいのある人の自立を支援する観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題へ対応する計画となるよう、それらの課題について令和8（2026）年度の成果目標を設定し、必要なサービス量を見込むこととしています。

この計画の成果目標は、北海道の作成指針を踏まえて設定しています。

また、成果目標の設定にあたっての「地域生活」「一般就労」についての考え方は、次のとおりとしています。

地域生活とは

障がいのある人が、障がいの程度や種類、年齢等に関わらず、希望する地域の中で自分の意思に基づき、自らの生き方を決めて、まちの人々とともに支え合いながら暮らすことと考えています。

そのため、計画においては、「地域生活への移行」を進めるにあたり、地域で必要とするサービス基盤を整備するため、地域生活への移行が見込まれる利用者の数を目標値として整理しています。

一般就労とは

障がいのある人の意欲や能力（適正）に応じて、フルタイム、パートタイム、常勤、非常勤、季節労働等の多様な働き方があると考えています。

そのため、計画においては、1年間に在宅就労者を含む雇用契約を結んだ新規就労者（就労継続支援A型の利用者を除く）及び自ら起業した人の数を目標値として整理しています。

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本方針

令和8（2026）年度末までに、令和4（2022）年度末時点の施設入所数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

また、令和8（2026）年度末の施設入所者数を、令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

目標設定

本町の実情を考慮し、地域生活移行者を1人と推計します。

本町の実情を考慮し、施設入所者数の削減数を1人と推計します。

項目	人数	考え方
施設入所者数	16人	令和4年度末の入所者数
【目標】 令和8年度末までの地域移行者数	1人	施設からグループホーム等への移行見込み
【目標】 令和8年度末までの施設入所者数	15人	令和8年度末の施設入所数
【目標】 削減見込み人数	1人	令和8年度末までの削減見込み人数

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国的基本方針

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざすことを基本とする。

また、医療計画との連動性の観点等から、精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域での平均生活日数の上昇、精神病棟における1年以上長期入院患者数の減少（65歳以上、65歳未満）、精神病棟における入院後3ヶ月時点・6ヶ月時点・1年時点の退院率の上昇については、次のとおりとする。

- 令和8（2026）年度における精神病棟からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8（2026）年度末の精神病床における65歳以上及び65歳未満の入院後1年以上の長期入院患者数を目標値として設定することを基本とする。
- 令和8（2026）年度末における入院後3ヶ月時点の退院率を68.9%以上にすることや入院後6ヶ月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。

目標設定

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保されたシステムの構築に向けた協議は、留萌南部自立支援協議会等の場を活用し、協議していきます。

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国的基本方針

令和8（2026）年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーター及び担当者の配置、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、令和8（2026）年度末までに各市町村または圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本する。

目標設定

障がいのある人が「親亡き後」も安心して地域で生活できるよう、拠点に期待される5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実に向け、留萌南部自立支援協議会等の場を活用し、協議していきます。

(5) 福祉施設から一般就労への移行

国的基本方針

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8（2026）年度中に一般就労に移行する者を、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

また、就労移行支援事業は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労への移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

就労継続支援A型は、令和3（2021）年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指す。

また、就労継続支援B型は、概ね1.28倍以上を目指す。

それと、就労定着支援事業の利用者は、1.41倍以上とすることを基本とする。

就労定着支援事業の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率等が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

加えて、都道府県等が就労支援のネットワークを強化し、支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取り組みを進めることを基本とする。

障がい者の希望や能力に沿った就労の実現を図るため（就労選択支援）、関係機関と連携し、地域における実施体制の整備等について検討の上で取り組みを進めることのほか、一般就労中における一時的な利用も支援の必要性に応じて適切な利用ができる取り組みを進めるため、地域の状況、関係機関等と共有及び連携した取り組みの推進が望ましい。

離職者や特別支援学校等の卒業者に対して、関係機関等と連携し、標準利用期間を超える場合も状況を勘案して取り組む。

併せて、重度障がい者について、就労やその希望に関する状況、職場や通勤における支援ニーズを把握し、必要な支援体制を整える。

目標設定

本町の実情を考慮し、次のとおり推計します。

項目	人数	考え方
一般就労移行者数	0人	令和4年度実績
【目標】 令和8年度末時点の 一般就労移行者数	0人	令和4年度実績の1.28倍以上

※令和8（2026）年度末までの一般就労移行者数を設定しないため、それに付随する目標も設定しないものとします。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国的基本方針

令和8（2026）年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

基幹相談支援センターを設置するまでの間も、各市町村において地域の相談支援体制に努め、協議会において個別事例を通じた地域サービス基盤の改善等を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

目標設定

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターの充実を図り、障がいの種類や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談機関との連携強化に努めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

国的基本方針

指定障がい福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。

都道府県は、市町村と連携し、相談支援専門員やサービス管理責任者等を地域のニーズを踏まえて計画的に養成する。

また、意思決定支援の適切な普及啓発や研修に取り組み、令和8（2026）年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させる取り組みを実施する体制を構築することを基本とします。

目標設定

利用者が必要とするサービス等を提供していくため、障がい福祉サービス等に係る研修へ町職員が積極的に参加し、知識の向上に努めます。

第5章 サービス量の見込みと確保の方策

I. サービス量の基本的な考え方

障がい福祉サービス等の必要見込量（活動指標）は、前期障がい福祉計画の期間におけるサービス支給量や利用人員の実績を基本として、その分析結果に基づき、地域の実情やニーズを把握した上で、令和8（2026）年度までの各年度における見込み量を推計し、設定することとしています。

2. 居宅系サービスの必要見込量

本町には、共同生活援助事業所（グループホーム）及び障がい者支援施設はなく、利用者は町外にある施設等を利用（入居・入所）しています。

町外の各施設の協力を得ながら、引き続き、利用者本人・家族の希望や障害支援区分に応じたサービス確保に努めます。

サービス種類	単位	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
自立生活援助	人	0	1	1	1
共同生活援(グループホーム)	人/月	19	20	20	20
施設入所支援	人/月	14	15	15	15

3. 日中活動系サービスの必要見込量

本町には、障がいのある人に対する日中活動系サービス事業所はなく、利用者は町外にある施設・事業所を利用しています。

町外の各施設等の協力を得ながら、引き続き、利用者本人・家族の希望や障害支援区分に応じたサービス確保に努めます。

サービス種類	単位	R 5 年度見込	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
療養介護	人/月	3	3	3	3
生活介護	人日/月	394	460	460	460
	人/月	19	20	20	20
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	9	0	0	0
	人/月	1	0	0	0
宿泊型自立訓練	人日/月	4	30	30	30
	人/月	2	1	1	1
就労移行支援	人日/月	2	23	23	23
	人/月	1	1	1	1
就労継続支援 (A型)	人日/月	25	36	36	36
	人/月	2	2	2	2
就労継続支援 (B型)	人日/月	442	450	450	450
	人/月	25	25	25	25
短期入所 (福祉型、医療型)	人日/月	0	10	10	10
	人/月	0	1	1	1

4. 訪問系サービスの必要見込額

障がいのある人に対する訪問系サービスは、町内にある居宅介護事業所1カ所と留萌市内にある居宅介護事業所を主にサービスの提供をしています。

これまで個々の状況に応じた対応ができていますが、今後も居宅介護事業所をはじめとしたサービスの充実に努めていく必要があります。

サービス種類	単位	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
居宅介護	時間/月	9	40	40	40
	人/月	4	4	4	4
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
行動援護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
同行援護	時間/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0

5. 相談支援の必要見込量

障がい福祉サービスを利用する際には、サービスの利用・提供の調整やサービス等利用計画作成等の相談支援を行う必要があります。

本町には、相談支援事業所がありませんが、平成25（2013）年4月から業務委託している基幹相談支援センターうえるデザインの相談支援機能を強化し、町外の相談支援事業所の協力を得ながら、相談支援の充実に努めます。

サービス種類	単位	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	人/月	55	55	55	55
地域移行支援	人/月	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0

6. 地域生活支援事業の必要見込量

(1) 相談支援事業

相談支援の総合窓口は、これまで福祉厚生課のみで行っておりましたが、継続的な相談支援体制の強化・充実を図ることが課題となっていました。

平成25（2013）年4月に総合的な相談業務や支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターうえるデザインが開設され、留萌管内すべての市町村が業務委託しています。

今後も関係機関と連携を図り、相談支援の充実・強化に努めます。

事業名	単位	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
障害者相談支援事業	カ所数	2	2	2	2
自立支援協議会	カ所数	1	1	1	1

(2) 理解促進研修・啓発事業

本町では、これまで事業実績はありませんが、障がいのある人が日常生活及び社会生活で生じる「社会的障壁」を除くため、地域住民が障がいへの理解を深められる研修や啓発事業を今後展開していく必要があります。

障がい者団体や障がい福祉サービス事業所等と連携し、ニーズ把握や情報収集に努めます。

(3) 自発的活動支援事業

本町では、これまで事業実績はありませんが、障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（交流活動、災害対策、孤立見守り防止、ボランティア活動等）に対して、活動場所や情報提供等の支援に努めます。

(4) 成年後見制度利用促進事業

成年後見制度利用支援事業は、これまで利用実績はありませんでしたが、今後必要とする障がいのある人に適切に対応するため、利用ニーズ把握や啓発活動、実施体制の確保を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業は、これまで利用実績がなく、実施体制も構築されておりません。

今後、市民後見人の活用も含めた法人後見活動の支援に向けて、関係機関と実施体制の構築等の検討を行います。

事業名	単位	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
成年後見制度利用支援事業	人/月	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援制度	人/月	0	0	0	0

(5) 意思疎通支援事業

本町では、これまで手話通訳等を必要とする聴覚障がい者等への派遣利用はありませんでしたが、今度、利用を希望する者に対して確実に支援できるよう、北海道及び公益社団法人北海道ろうあ連盟等の関係機関と連携を取り、広域的な支援体制の充実に努めます。

事業名	単位	R 5年度見込	R 6年度	R 7年度	R 8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	0	1	1	1
手話通訳者設置人数	人/年	0	0	0	0
手話奉仕員養成研修登録人数	人/年	0	0	0	0

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人が、日常生活を送る上で、それぞれの状況に合う必要な用具を給付し、日常生活の便宜を図ることは必要です。

本町では、引き続き、利用者の希望に添った給付を行うため、予算の確保等に努めます。

事業名	単位	R 5年度見込	R 6年度	R 7年度	R 8年度
介護・訓練支援用具	件数/年	0	0	0	0
自立生活支援用具	件数/年	1	1	1	1
在隊療養等支援用具	件数/年	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件数/年	0	1	1	1
排せつ管理支援用具	件数/年	60	84	84	84
居宅活動動作補助用具(住宅改修)	件数/年	0	0	0	0

(7) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、余暇活動における外出のための支援を行い、地域での自立生活や社会参加を促進します。

利用希望があった場合に対応できるよう、事業所及び関係機関との連携を図り、利用者個々の状況に応じた支援を推進します。

事業名	単位	R 5年度見込	R 6年度	R 7年度	R 8年度
移動支援事業(実利用人数)	人	0	1	1	1
移動支援事業(述利用時間)	時間/年	0	25	25	25

(8) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、町内に事業所がなく、また利用ニーズもないことから計画では実施を見込んでおりません。

今後、利用ニーズを把握し、利用者の増加が見込まれる場合については、事業所の開設や近隣市町との広域利用の検討を行っていきます。

事業名	単位	R 5年度見込	R 6年度	R 7年度	R 8年度
地域活動支援センター 事業（町内）	実施カ所	0	0	0	0
	実利用人数	0	0	0	0
地域活動支援センター 事業（町外）	実施カ所	0	0	0	0
	実利用人数	0	0	0	0

(9) その他の事業

日中一時支援事業は、町内に事業所がなく、また利用ニーズもないことから利用を見込んでおりませんが、利用希望があった場合に対応できるよう、近隣市町内にある事業所と連携を図り、障がいのある人の日中活動の提供体制の確保に努め、その家族の一時的な負担軽減を図ります。

その他社会参加促進事業については、精神障がいのある人の就労支援事業所等に交通機関で通所する際の交通費を支給することで、経済的負担の軽減と社会復帰の促進を図ります。

今後も継続して事業を実施します。

事業名	単位	R 5年度見込	R 6年度	R 7年度	R 8年度
日中一時支援事業	実施カ所	0	0	0	0
	実利用人数	0	0	0	0
その他社会参加促進事業	件数/年	2	2	2	2

第6章 障がい児福祉計画

I. 第3期障がい児福祉計画の成果目標

障がいのある子どもの保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に行うため、関係機関と連携し、支援体制の構築を図ります。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国的基本方針

令和8（2026）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。

また、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。（圏域設置可）

目標設定

留萌南部3市町で共同運営している「留萌市子ども発達支援センター」を活用していきます。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保

国的基本方針

令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所確保することを基本とする。（圏域設置可）

目標設定

令和8（2026）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達事業所及び児童デイサービス事業所を1カ所以上確保に努める。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国的基本方針

令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように各区都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

目標設定

令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けるために、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に努める。

令和8（2026）年度末までに、医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置に努める。

2. 障がいのある子どもに対する支援

障がいのある子どもを対象としたサービスに関する事業は、これまで施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24（2012）年4月の改正児童福祉法施行に伴い、児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

改正児童福祉法では、これまで障がい種別ごとに実施されてきた支援が、入所及び通所による支援に一元化されるとともに、放課後デイサービス保育所等訪問支援が創設され、平成30（2018）年度には、新たに居宅訪問型児童発達支援も新設されました。

また、18歳以上の障がい児施設入所者については、施行後は障害者総合支援法の障がい施策で対応することとなりました。

留萌南部3市町で共同運営している「留萌市子ども発達支援センター」を核として、児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービスの充実に努めます。

障害児通所支援【サービスの内容】

サービス名	サービス内容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への、適応訓練等のほか、治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練と機会を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	障がいのある子ども等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が、集団生活を営む施設を訪問し、保育所等に通う障がいのある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

3. 障害児通所支援の必要見込量

障害児通所支援は、留萌南部3市町で共同運営している「留萌市子ども発達支援センター」等に通所し、サービス提供しています。

今後も支援の充実に努めます。

サービス種類	単位	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
児童発達支援	人日/月	11	60	60	60
	人/月	4	5	5	5
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日/月	67	180	180	180
	人/月	8	10	10	10
保育所等訪問支援	人日/月	1	11	11	11
	人/月	4	8	8	8
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	6	6	6	6
	人/月	1	1	1	1

4. 障害児相談支援の必要見込量

障害児通所支援を利用する際には、サービスの利用・提供の調整や障がい児支援利用計画の作成、一定期間のモニタリング等の相談支援を行う必要があります。

本町には、相談支援事業所はありませんが、平成25（2013）年4月から業務委託している基幹相談支援センターうえるデザインの相談支援機能を強化し、町外の相談支援事業所の協力を得ながら、障害児相談支援の充実に努めます。

サービス種類	単位	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	人/月	15	15	15	15

第7章 計画の推進方法

I. P D C A サイクルの導入・実施

(1) P D C A サイクルの必要性

計画は、障がいのある人に必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫、改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

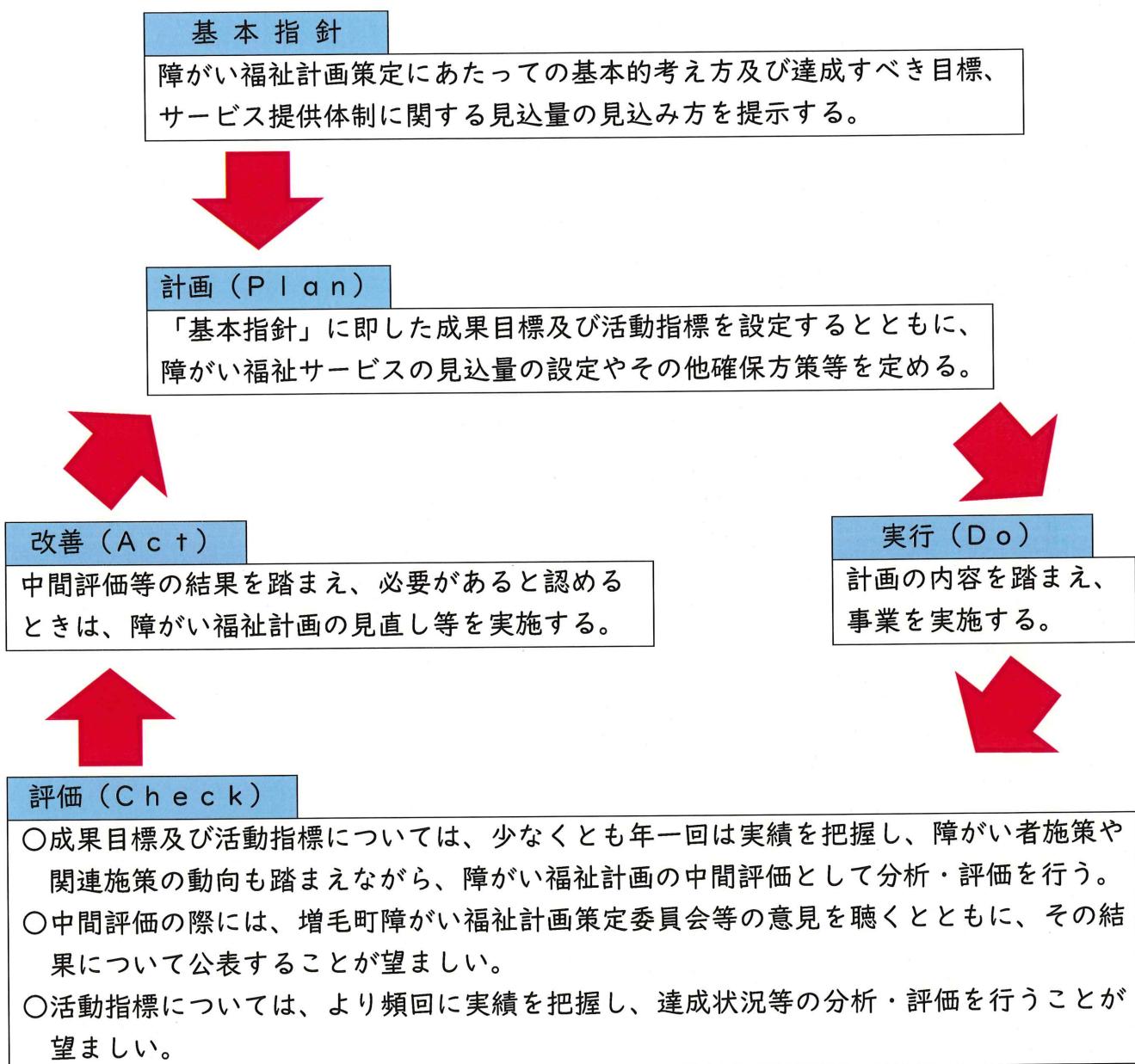
平成25（2013）年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（P D C A サイクル）とされています。

そのため、本町においても、平成27（2015）年度からP D C A サイクルを導入し、本計画の進捗状況の管理と評価に努めていきます。

(2) 計画におけるP D C Aサイクル

国の基本方針では、計画P D C Aサイクルを導入するにあたり、第二における目標を「成果目標」とし、第三における計画の作成に関する事項である障がい福祉サービスの見込量等を「活動指標」としています。

その上で、P D C Aサイクルのプロセスは、下図のとおりとします。



【参考】障がいのある人を対象としたサービス

I. 障がい福祉サービス

障害者総合支援法により、障がいのある人が利用できるサービスです。

サービス費用をみんなで支え合う制度で、利用する人は、原則として1割を負担します。自己負担上限設定や減免制度の対象になる場合がありますので、ご相談ください。

(1) 訪問系サービス

在宅でサービスを受けたり、通所等で利用するサービスです。

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介助、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる支援を行います。 また、通院の介助も行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。 また、外出時における移動中の介護を総合的に行います。 «増毛町では今まで利用はありません。»
	同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に、外出時に同行して移動の援助を行います。 また、外出先での代筆や代読も行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。 また、外出時の移動支援等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数サービスを包括的に行います。 «増毛町では今まで利用はありません。»

(2) 日中活動系サービス

入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

介護給付	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う家族が病気等になったときや心身の休息が必要になったとき等、短期間、夜間も含め施設に宿泊してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人は、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A型・雇用型 B型・非雇用型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。 ※増毛町内には、事業所がなく、留萌市内に複数の事業所があります。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。

(3) 居住系サービス

入所施設等住まいの場としてのサービスです。

介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。 «増毛町内には、施設がありません。»
訓練等給付	自立生活援助	施設を利用していた障がいのある人が一人暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所付き合い等に問題がないか、訪問して必要な助言等の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている人には、サービスも提供します。 «増毛町内には、施設がありません。»

※サービス提供圏域は、全道域になります。

(4) 相談支援

計画相談支援	<p>○サービス利用支援 障がい福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続サービス利用支援 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。 «増毛町内には事業所がなく、留萌市内に複数の事業所があります。»</p>
地域相談支援	<p>○地域移行支援 障がい者支援施設等を退所する障がいのある人または精神科病院等に入所している精神障がいのある人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関等との調整を行います。</p> <p>○地域定着支援 居宅において単身で生活している障がいのある人を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。 «増毛町内には、事業所がありません。»</p>

2. 自立支援医療費

障がいのある人（子ども）が心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減（原則1割負担）する公費負担医療制度で、次の3つとなります。

なお、自己負担には、それぞれ上限額があります。

給付できる内容については、役場または医療機関にご相談ください。

(1) 更生医療

身体に障がいのある人の自立と社会経済活動への参加を促進するため、障がいのある人に対し、更正のために必要な医療にかかる医療費を支給します。

(2) 育成医療

身体に障がいのある子どもの健全な育成を図るため、障がいのある子どもが生活の能力を高めるために必要な医療にかかる医療費を支給します。

(3) 精神通院医療

精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神の障がいを持つ人に対して病院等へ入院することなく行われる精神障がいの医療にかかる医療費を支給します。

3. 補装具費の支給

障がいのある人の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり、継続して使用される補装具の購入や修理にかかる費用を支給します。

補装具とは、義肢、装具、車いす、補聴器等です。

なお、ベッド、便器、杖、点字器、ストマ装具等は、日常生活用具の対象となります。
所得に応じた自己負担が定められています。

【貸与できる場合】

成長にともなって短期間での交換が必要となる場合や障がいの進行により短期間の利用が想定できる場合など、貸与が適切と考えられる場合は、貸与が可能となります。

4. 地域生活支援事業

障がいのある人（子ども）が、その有する能力や適性に応じ、自立した生活を営むことができるよう、最も身近な市町村を中心として事業が実施されています。

応能負担を原則に、1割の個人負担があります。（住民税非課税世帯は無料）

(1) 相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行います。

なお、相談は、無料です。

【相談窓口】福祉厚生課、基幹相談支援センターうえるデザイン（留萌市）

(2) 成年後見制度利用支援事業

制度の利用が有用であると認められる障がいのある人が、費用の補助を受けなければ利用が困難な場合に、申立費用等を助成します。

(3) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、その活動を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

現在、増毛町では実施はありません。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声機能など意思疎通を図ることに支障のある人に、必要に応じて公益社団法人北海道ろうあ者連盟の手話通訳等を派遣します。

(5) 日常生活用具給付事業

重度の障がいを持つ人の日常生活の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

対象となる用具は、ベッド、便器、杖、点字器、ストマ装具等です。

詳しいことは、福祉厚生課にご相談ください。

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいを持つ人に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇等の社会参加のための外出に、移動の支援が必要と町長が認めた場合に行います。

ただし、通勤、営業活動の経済活動に関わるもの、通年及び長期にわたるもの、学校の通学及び社会通念上適当でないと認められるものを除きます。

個人の状況により、サービスの内容が変わりますので、ご相談ください。

(7) 地域活動支援センター事業

障がいを持つ人が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、利用者が通い、創作的活動または生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進します。

現在、通所できる施設はありません。

(8) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業です。

現在、通所できる施設はありません。

(9) 自発的活動支援事業

障がいのある人に対するボランティア養成や活動支援など、障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する事業に市町村が支援します。

現在、増毛町では実施はありません。

(10) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流の担い手等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員を養成研修します。

現在、増毛町では実施はありません。

(11) その他の事業

①日中一時支援事業

障がいのある人の日中活動の場を確保・提供し、障がいにある人の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担を軽減します。

②その他社会参加促進事業

精神障がいのある人が通所施設に通所する際の交通費を給付し、経済的負担の軽減や社会参加の促進・自立を図ります。

5. 児童福祉法に基づく障害児通所支援等

平成24（2012）年4月から児童福祉法の一部改正等により、障がいのある子どもに係るサービス体系が再編されました。

これにより、障害児通所支援を利用する保護者は、町に利用申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、障害児入所支援を利用する場合は、管轄の児童相談所に申請します。

（1）障害児通所支援

児童発達支援	未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の指導、地域技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で通所の支援の利用が困難な障がいのある子どもに対して、居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	上記の児童発達支援に加え、必要に応じて治療を行います。 ※増毛町では、今まで利用はありません。
放課後等デーサービス	就学児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある子ども等に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

（2）障害児相談支援

障害児相談支援	○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。
	○継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整を行います。 ※増毛町内には事業所がなく、留萌市内に複数事業所があります。

障がい福祉に関するアンケート調査へのご協力のお願い

日頃より、増毛町の福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

増毛町では、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする増毛町障がい者計画・第7期

障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するにあたり、町民の皆さまの障がい福祉

サービスの利用実態や障がい福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定に役立てるため

のアンケート調査を実施することとしました。

アンケート調査の趣旨をご理解いただき、調査対象となられた皆さまにおかれましては、ご

協力くださいますようお願いいたします。

令和5年8月 増毛町

<ご記入にあたってのお願い>

・宛名のご本人が回答いただくことが難しい場合には、家族や介護者の方などが、ご本人の意向

を尊重して記入してください。

・質問への回答方法は、それぞれ質問文に記載していますので、質問文をよく読んでお答えください。

・記入が終わりましたら、8月31日までに同封の返信用封筒（切手は不要です。）を使って

て、ご返送ください。

・このアンケート調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【問い合わせ先】

増毛町 福祉厚生課 民生係

電話：53-3111 FAX：53-2224

しょう ふくし かん ちょうさ
「障がい福祉に関するアンケート調査」
ちょうさひょう
調査票

とい こた
問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つ)

ほんにん ちょうさひょう ゆうそう あてな かた
1. 本人(調査票が郵送された宛名の方)

ほんにん かぞく
2. 本人の家族

かぞくいがい かいじょしゃ
3. 家族以外の介助者

いこう ちょうさひょう ゆうそう あてな かた
※これ以降、この調査票が郵送された宛名の方を「あなた」とお呼びしますので、ご本人(この調査票
ほんにん ちょうさひょう
たいしょうしゃ しょう かた じょうきょう こた
の対象者: 障がいのある方)の状況などについて、お答えください。

あてな かた せいべつ ねんれい かぞく
あなた(宛名の方)の性別・年齢・ご家族などについて

とい せいべつ ねんれい れいわ ねん かつ にちげんさい こた
問2 あなたの性別・年齢(令和5年8月1日現在)をお答えください。(○は1つ・数値を記入)

だんせい
1. 男性

じょせい
2. 女性

た
3. その他

ねんれい 年齢: 満

すうち 記入
さい 歳

とい げんさい いっしょ く ひと
問3 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(○はいくつでも)

ふ ぼ
1. 父母

きょうだいしまい
2. 兄弟姉妹

はいぐうしゃ おとつまた つま
3. 配偶者(夫又は妻)

こ ども
4. 子ども

そ ふ ぼ
5. 祖父母

ひとり く ひと
6. いない(一人で暮らしている)

た
7. その他()

す く
住まいや暮らしについて

とい す こた
問4 あなたのお住まいをお答えください。(○は1つ)

も いえ いっこだてじゅうたく
1. 持ち家の一戸建住宅

みんかんちんたい いっこだてじゅうたく
2. 民間賃貸の一戸建住宅

みんかんちんたい
3. 民間賃貸アパート

ちようえいじゅうたく
4. 町営住宅

ひょういん にゅういん
5. 病院に入院している

た
6. その他()

とい しょくらい く おも
問5 あなたは将来、どのような暮らしをしたいと思いませんか。(○は1つ)

じたく しゃくやどう ふく ひとりく
1. 自宅(アパート・借家等を含む)で一人暮らしをしたい

じたく しゃくやどう ふく かぞく いっしょ く
2. 自宅(アパート・借家等を含む)で家族と一緒に暮らしたい

りよう
3. グループホームを利用したい

ふくしせつ しょうがいしゃしえんしせつ こうれいしゃしえんしせつ
4. 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい

5. わからない

た
6. その他()

といきほう くわく ひつよう おも
問6 希望する暮らしを送るためには、どのようなことが必要だと思いますか。
(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1. 必要な在宅サービスが利用できること | 2. 障がい者に適した住居の確保 |
| 3. グループホームが近くにあること | 4. いざというときに施設に入れること |
| 5. 通所施設や日中の居場所が近くにあること | 6. 働く場所があること |
| 7. 経済的な負担の軽減 | 8. 地域住民等の理解 |
| 9. わからない | 10. その他() |

あなたの障がいや介助・支援の状況について

といも てちょうまた う しんだんめいとう
問7 お持ちの手帳又は受けている診断名等についてお答えください。(○はいくつでも)
「1」～「3」を選択した方は、手帳の級・度のあてはまるものに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 1. 身体障害者手帳 | → [1 • 2 • 3 • 4 • 5 • 6] 級 |
| 2. 療育手帳 | → [A • B] 判定 |
| 3. 精神障害者保健福祉手帳 | → [1 • 2 • 3] 級 |
| 4. 自立支援医療(精神通院)を受給している | |
| 5. 発達障がいの診断を受けている | |
| 6. 高次脳機能障がいの診断を受けている | |
| 7. 難病の診断を受けている | |

【問7で「身体障害者手帳」とお答えの方】

とい しゅ しょう こた
問7-1 主たる障がいをお答えください。(○は1つ)

- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 視覚障がい | 2. 聴覚障がい |
| 3. 音声・言語・そしゃく機能障がい | 4. 肢体不自由(上肢) |
| 5. 肢体不自由(下肢) | 6. 肢体不自由(体幹) |
| 7. 内部障がい | |

とい げんざい いりょうてき う
問8 現在、あなたは医療的ケアを受けていますか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------|--------------------|-----------|
| 1. 気管切開 | 2. 人工呼吸器(レスピレーター) | 3. 吸入 |
| 4. 吸引 | 5. 胃ろう・腸ろう | 6. 鼻腔経管栄養 |
| 7. 酸素療法 | 8. 中心静脈栄養(CVH) | 9. 透析 |
| 10. カテーテル留置 | 11. ストマ(人工肛門・人工膀胱) | 12. 服薬管理 |
| 13. 受けていない | 14. その他() | |

とい にちじょうせいかつ つぎ かいじょ ひつよう
問9 日常生活で、次の介助が必要ですか。(それぞれ〇は1つ)

こう 項	もく 目	ふよう 不要	いちぶかいじょ 一部介助が ひつよう 必要	ぜんぶかいじょ 全部介助が ひつよう 必要
① 食事	しょくじ	1	2	3
② トイレ	にゅうよく	1	2	3
③ 入浴	いりゆつ	1	2	3
④ 衣服の着替え	いふく きが	1	2	3
⑤ 身だしなみ	みだしなみ	1	2	3
⑥ 家の中の移動	いえ なか いどう	1	2	3
⑦ 外出	がいしゅつ	1	2	3
⑧ 家族以外の人との意思疎通	かぞくいがい ひと いしそつう	1	2	3
⑨ お金の管理	かね かんり	1	2	3
⑩ 薬の管理	くすり かんり	1	2	3

とい いちぶかいじょ ひつよう また ぜんぶかいじょ ひつよう こた かた
【問9で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」とお答えの方】←
とい かいじょ かた おも だれ
問9-1 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。(〇はいくつでも)

1. 父母・祖父母・兄弟姉妹	4. ホームヘルパーなどサービス事業所の人
2. 配偶者(夫又は妻)	5. その他の人(ボランティア等)
3. 子ども	

とい こた かた
【問9-1で「1」～「3」とお答えの方】

とい かいじょ かぞく おも かた せいべつ ねんれい けんこうじょうたいとう こた
→問9-2 あなたを介助してくれる家族で、主な方の性別、年齢、健康状態等をお答えください。
(〇は1つ・数値を記入)

(1) 性別・年齢(令和5年8月1日現在)

1. 男性	2. 女性	3. その他
-------	-------	--------

ねんれい：満 歳

(2) 健康状態(〇は1つ)

1. よい	2. ふつう	3. よくない
-------	--------	---------

(3) 介助をしている方が、困っていることはありますか。(〇はいくつでも)

1. 外出できない	2. 仕事が続けられない	3. 身体的・精神的に疲れる
4. 自分の時間がない	5. 経済的な負担	6. 将来、介助できなくなる
7. 相談相手がない	8. その他()	

にうちゅう す かた しごと 日中の過ごし方や仕事について

とい 間10 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つ)

- かいしゃびと じえいぎょう かぎょう しゅうにゅう え しごと
1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている
- じゅうにゅう え しごと
2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている
- じたく す せんぎょうしゅふ しゅふ ふく
3. 自宅で過ごしている(専業主婦・主夫を含む)
- つうしょしせつ さぎょうしょ かよ
4. 通所施設、作業所などに通っている
- ひょういん
5. 病院などのデイケアやリハビリテーションに通っている
- だいがく せんもんがっこう しょくぎょうくんれんこう かよ
6. 大学、専門学校、職業訓練校などに通っている
- とくべつしえんがっこう じょうちゅうこうどうぶ かよ
7. 特別支援学校(小中高等部)に通っている
- いっぽん こうこう しょうちゅうがっこう かよ
8. 一般の高校、小中学校に通っている
- ようちえん ほいくじょ にんてい えん しょう じつうえんしせつ かよ
9. 幼稚園、保育所、認定こども園、障がい児通園施設などに通っている
- た
10. その他()

→ 【次ページ問11へ】

【問10で「2」~「6」とお答えの方】

→ 問10-1 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つ)

- しごと
1. 仕事をしたい
- しごと
2. 仕事をしたいができない
- しごと
3. 仕事をしたくない

【問10で「1」とお答えの方】

→ 問10-2 (1) どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つ)

- せいしょくいん た しょくいん きんむじょうけん おな
1. 正職員で他の職員と勤務条件は同じ
- せいしょくいん たんじかんきんむ はいりょ
2. 正職員で短時間勤務などの配慮がある
- とう ひじょうきんしょくいん はけんしょくいん
3. パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員
- じえいぎょう のうぎょう
4. 自営業、農業など
- た
5. その他()

→ 問10-2 (2) 就労する上で困ることは何ですか。(○はいくつでも)

- つうきんしゅだん
1. 通勤手段がない、通勤が大変
- しょくば
3. 職場の施設が障がいに対応していない
- しょくば
5. 職場の人間関係
- しごと
7. 仕事の相談相手がない
- こま
9. 困っていることはない
- しんたいてき
2. 身体的・精神的な負担が大きい
- しょう
4. 障がいに対する職場の理解不足
- しごと
6. 仕事が自分に合わない
- しゅうにゅう すく
8. 収入が少ない
- た
10. その他()

【問10で「7」～「8」とお答えの方】

問11 放課後や休みの日などは、どのように(どこで)過ごしていますか。(○はいくつでも)

1. 友だちと外で遊んだりスポーツをする
2. 部活やサークル活動に参加する
3. 塾や習い事に行く
4. 公民館や図書館
5. 家の中で過ごす
6. 放課後等デイサービス
7. 放課後児童クラブ(学童保育)
8. その他()

外出について

問12 あなたは、仕事や学校以外の用事で、どの程度外出しますか。(○は1つ)

1. ほとんど毎日
2. 週に3～4回
3. 週に1～2回
4. 月に1～2回
5. ほとんど外出しない

【問12で「1」～「4」とお答えの方】

問12-1 仕事や学校以外で外出するとき、主にどのようにしていますか。(○は1つ)

1. 一人で外出する
2. 家族に付き添ってもらう
3. 友人や知人、ボランティア等に付き添ってもらう
4. 障がい福祉サービスを利用して、介護者と一緒に移動する
5. その他()

問13 外出するときに困ることは何ですか。(○はいくつでも)

1. 公共交通機関が少ない(バス路線・便数など)
2. 列車やバスの乗り降りが困難
3. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい
4. 道路や建物に階段や段差が多い
5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)
6. 介助者が確保できない
7. 外出にお金がかかる
8. 周囲の目が気になる
9. 発作など突然の身体の変化が心配
10. 困ったときにどうすればいいのか心配
11. 困ったことはない
12. その他()

どうだん じょうほう
相談や情報について

とい こま なや どうだん
問14 あなたは、困っていることや悩みをどなたに相談しますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 家族や親せき | 2. 友人・知人 |
| 3. 近所の人 | 4. 職場の上司や同僚 |
| 5. ホームヘルパーなどサービス事業所の人 | 6. 障がい者団体や家族会 |
| 7. かかりつけの医師や看護師 | 8. 病院のケースワーカー |
| 9. 民生委員・児童委員 | 10. 認定こども園、学校の先生 |
| 11. 行政機関の相談窓口 | 12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口 |
| 13. 相談できる人がいない | 14. 特に相談することはない |
| 15. その他 () | |

とい しょう ふくし とう かん じょうほう し
問15 障がいのことや福祉サービス等に関する情報は、知っていますか。(○は1つ)

- | | | | |
|----------|--------------|------------|---------|
| 1. 知っている | 2. ある程度知っている | 3. あまり知らない | 4. 知らない |
|----------|--------------|------------|---------|

とい ひつよう じょうほう
問16 あなたに必要な情報は、どのようなものですか。(○はいくつでも)

- | | | |
|---------------|------------------|----------|
| 1. 各種サービス | 2. 通所や入所に関する福祉施設 | 3. 医療や治療 |
| 4. 福祉の助成制度や手当 | 5. 相談できる場所 | 6. 仕事 |
| 7. スポーツや趣味の活動 | 8. 障がい者団体など | 9. 特にない |
| 10. その他 () | | |

とい にちじょうせいかつ かね かんり ふくし りょう しょうひん こうにゅう けいやく
問17 日常生活におけるお金の管理や福祉サービスの利用、商品の購入のための契約をどのように対応していますか。(○は1つ)

- | | |
|--|--|
| 1. 自分一人でしている | |
| 2. 家族や親せきの人がしている | |
| 3. 弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家や、社会福祉協議会の職員がしている | |
| 4. 通所施設の職員の支援を受けて、自分でしている | |
| 5. その他 () | |

とい せいねんこうけんせいど ぞん
問18 成年後見制度についてご存じですか。(○は1つ)

- | | | |
|----------|---------------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはあるが内容は知らない | 3. 知らない |
|----------|---------------------|---------|

りよう ふくし 障がい福祉サービスの利用について

とい
問19 あなたは、次の障がい福祉サービスを利用していますか。また、今後、利用したいと
おも
思いますか。(○はいくつでも)

げんざいりよう
※現在利用しているものは「現在」欄の番号に○をしてください。

こんごりよう
※今後利用したいもの・引き続き利用したいものは「今後」欄の番号に○をしてください。

サービスや支援の内容	しえん	ないよう	げんざい	こんご
	現在	今後		
1. 居宅介護（自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や通院の介助を行なうサービス）	1	1		
2. 同行援護、移動支援（外出の同行・付き添いなど）	2	2		
3. 自立訓練〔機能訓練・生活訓練〕（身体機能や生活能力向上のための訓練）	3	3		
4. 就労移行支援（一般企業で働きたい人に対し、必要な知識や能力向上のための訓練）	4	4		
5. 就労継続支援（一般企業で働くことが困難な人に対し、生産活動の場や機会の提供）	5	5		
6. 就労定着支援（就職後に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行うサービス）	6	6		
7. 短期入所（自宅で介護する人が病気の場合などに、障がい者を対象に、夜間を含めて施設に短期間入所し、身の回りの介護を行うサービス）	7	7		
8. 共同生活援助（共同生活の場を提供し日常生活などの支援を行うグループホーム）	8	8		
9. 施設入所（単身生活や通所が困難な方に対し、施設で日常生活の支援を行うサービス）	9	9		
10. 計画相談支援（サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談）	10	10		
11. 成年後見制度（財産管理や日常生活の契約などを支援する制度）	11	11		
12. 手話通訳や要約筆記などのコミュニケーション支援	12	12		
13. 補装具（義肢、車いす等）や日常生活用具（ストマ装具、紙おむつ等）の給付	13	13		
14. 創作活動や仲間づくりなどの支援を行う地域活動支援センター	14	14		
※「15」～「18」は障がい児を対象としたサービスになりますので、18歳 未満の方がお答えください。			さい	
15. 児童発達支援（日常生活における基本的動作、集団生活への適応のための訓練）	15	15		
16. 居宅訪問型児童発達支援（重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う）	16	16		
17. 放課後等デイサービス（放課後や夏休み等、生活能力向上のための訓練等）	17	17		
18. 保育所等訪問支援（障がい児の通っている保育所等へ定期的に訪問し支援を行う）	18	18		
19. その他（具体的に)	19	19	
20. 利用していない、利用する必要はない			【次ページ問19-1へ】	20

【問19で「20」とお答えの方】

問19-1 障がい福祉サービスを利用していない理由は何ですか。(○は主なもの2つまで)

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1. 利用手続きがわからない | 2. サービスに関する情報がない |
| 3. 体験してイメージできる場や機会がない | 4. 近所の目が気になる |
| 5. 周囲の理解がない | 6. 入院している |
| 7. 利用する必要がない | 8. その他() |

問20 障がい福祉サービスについて、不満に思うことがありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1. 受けたいサービスがない | 2. 身近でサービスを利用できない |
| 3. 利用したい日・時間に利用できない | 4. サービス提供者の対応が悪い |
| 5. サービス提供者の知識や経験が不足している | 6. 本人や家族の意向を尊重してもらえない |
| 7. プライバシーなどへの配慮がない | 8. 他の利用者との相性を配慮してもらえない |
| 9. サービスに関する情報が少ない | 10. 相談や手続きが面倒くさい |
| 11. 特にない | 12. その他() |

問21 将来、あなたが安心して暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|----------------------|
| 1. 地域で暮らすためのグループホームの充実 | 2. 自宅で暮らすための介助や支援の充実 |
| 3. 緊急時に利用できるショートステイの充実 | 4. 障がい者が働きやすい職場の充実 |
| 5. 成年後見人による財産管理や身上保護 | 6. 話し相手や地域の人の声かけ、訪問 |
| 7. 生活の困りごとなどに対応する相談窓口の充実 | 8. 入所施設の充実 |
| 9. 特にない | 10. その他() |

障がい者差別等について

問22 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|---------|-------|
| 1. ある | 2. 少しある | 3. ない |
|-------|---------|-------|

【問22で「1」～「2」とお答えの方】

問22-1 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-------------|-------------|----------------|
| 1. 保育・教育機関等 | 2. 職場 | 3. 鉄道・バス等の交通機関 |
| 4. レジャー施設等 | 5. 病院・通所施設等 | 6. 警察・役場等の行政機関 |
| 7. 飲食店 | 8. 住んでいる地域 | 9. その他() |

とい
問22-2 それを誰(だれ)に相談しましたか。(○はいくつでも)

- | | | |
|--------------|------------|---------------|
| 1. 家族・親せき | 2. 友人・知人 | 3. 通所施設の職員 |
| 4. 学校の先生 | 5. 医療機関の職員 | 6. 障がい者団体や家族会 |
| 7. 行政機関の相談窓口 | 8. 相談していない | 9. その他() |

とい
問23 これまでに虐待(暴言・暴力・嫌がらせ・お金をとられたなど)を受けたと感じたことがありますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
|-------|-------|----------|

とい
【問23で「1」とお答えの方】

とい
→問23-1 それは、誰にされましたか。(○はいくつでも)

- | | | |
|-----------|------------|-------------|
| 1. 家族・親せき | 2. 友人・知人 | 3. 通所施設の職員 |
| 4. 学校の先生 | 5. 医療機関の職員 | 6. 職場の上司・同僚 |
| 7. その他() | | |

とい
→問23-2 それを誰(だれ)に相談しましたか。(○はいくつでも)

- | | | |
|--------------|------------|---------------|
| 1. 家族・親せき | 2. 友人・知人 | 3. 通所施設の職員 |
| 4. 学校の先生 | 5. 医療機関の職員 | 6. 障がい者団体や家族会 |
| 7. 行政機関の相談窓口 | 8. 相談していない | 9. その他() |

しんがた
新型コロナウイルス感染症について

とい
問24 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、あなたに影響がありましたか。

(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|----------|
| 1. ある | 2. ない | 3. わからない |
|-------|-------|----------|

とい
【問24で「1」とお答えの方】

とい
→問24-1 どのような影響がありましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1. 仕事が減った | |
| 2. 友人、知人などとコミュニケーションが取りづらくなった | |
| 3. 仕事、通院、通所以外の外出の機会が減った | |
| 4. リハビリテーション、通所施設、病院等へ通う日数が減った | |
| 5. その他() | |

災害時の避難等について

問25 あなたは、地震等の災害が起きたとき、一人で避難できますか。(○は1つ)

1. できる

2. できない

3. わからない

問26 一人暮らしや家族が留守のときに災害が起きた場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(○は1つ)

1. いる

2. いない

3. わからない

問27 地震等の災害が起きたとき、困ることは何ですか。(○はいくつでも)

1. 投薬や治療が受けられない

2. 補装具の使用が困難になる

3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる

4. 救助を求めることができない

5. 安全なところまで、避難することができない

6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない

7. 周囲とコミュニケーションがとれない

8. 避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安

9. 特にない

10. その他()

■最後に、今後の障がい福祉施策の推進に向けて、何かご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

ご協力、本当にありがとうございました。

ご記入していただいた用紙を返信用封筒に入れて、8月31日までにポストへ
投函してください。

増毛町障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づき、増毛町障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い視点から専門的な意見を聴取する増毛町障がい福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に関し必要な事項について調査及び検討を行い、障がい者福祉施策の総合的な取組みを効率的かつ効果的に進めるため必要となる事項等についての協議を行い、計画案を策定する。

(組織)

第3条 策定委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) 障がい者団体
- (4) 障がい関係者事業所
- (5) その他、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、計画の策定完了時までとする。

4 委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。

(運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

6 策定委員会は必要に応じ、各分野の有識者等から意見等を求めることができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、福祉厚生課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 2月 1日から施行する。

附 則（平成23年12月16日達第32号）

この要綱は、平成24年 1月 1日から施行する。

附 則（平成25年 3月29日達第12号）

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

増毛町障がい福祉計画策定委員

委員長	横木 初芽	町内障がい者福祉サービス事業者
副委員長	雨野 正治	増毛町社会福祉協議会・会長
委 員	豊田 敏巳	増毛町身体障害者福祉協会・会長
//	玉野 昭二	増毛町民生委員児童委員協議会・会長
//	小野 尚志	基幹相談支援センターうえるデザイン・代表理事
//	杉本 要	増毛町教育委員会・総務学校課長
//	岸 沙奈江	増毛町役場・福祉厚生課保健指導係長

増毛町障がい福祉計画策定事務局

増毛町役場・福祉厚生課

課 長	佐藤 政良
課長補佐兼民生係長	工藤 卓也
主 査	福光 有衣
主 事	廣瀬 雄太郎

増毛町障がい者計画
第7期増毛町障がい福祉計画
第3期増毛町障がい児福祉計画

令和6年3月

発行・編集 北海道 増毛町 福祉厚生課
〒077-0292 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目34番地
増毛町保健センター「健康一番館」
TEL 0164-53-3111 / FAX 0164-53-2224
E-mail minsei@town.mashike.hokkaido.jp
URL <https://www.town.mashike.hokkaido.jp/>